

第九十一回国会
衆議院

地方行政委員会議録第十五号

昭和五十五年四月十四日(月曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 塩谷 一夫君

理事 石川 要三君

理事 中村 弘海君

理事 小川 省吾君

理事 小濱 新次君

理事 部谷 孝之君

理事 池田 淳君

理事 龜井 善之君

理事 加藤 万吉君

理事 細谷 治嘉君

理事 安藤 巖君

理事 田島 衛君

理事 大石 千八君

理事 松野 幸榮君

理事 神沢 淨君

理事 三谷 秀治君

理事 小澤 潔君

理事 工藤 巖君

理事 河野 正君

理事 小川新一郎君

理事 河村 勝君

出席國務大臣

大藏大臣 竹下 登君

自治大臣 後藤田正晴君

出席政府委員

大藏大臣官房長 松下 康雄君

大藏大臣官房審議官 梅澤 節男君

大藏大臣官房審議官 宮本 保孝君

大藏省主計局次長 吉野 良彦君

大藏省理財局次長 垣水 孝一君

自治大臣官房審議官 花岡 圭三君

自治大臣官房審議官 矢野浩一郎君

自治省財政局長 土屋 佳照君

委員外の出席者

厚生省環境衛生局長 小林 康彦君

国土庁環境部計画課地域計画室長

運輸省港務局長 高田 陸朗君
環境整備課長
地方行政委員会 岡田 純夫君
調査室長

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○塩谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出に係る地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。細谷治嘉君。

○細谷(治)委員 きょうの委員会に竹下大藏大臣、私の記憶では記録破りの長時間この委員会に出席をさせていただいておるのであります。ありがとうございます。御苦労さまです。

そこで、一月二十五日の大藏大臣の財政演説でございしますが、その財政演説の中に「租税特別措置については、昭和五十一年度以降五年間にわたる、その整理合理化に力を注いだところであり、その整理合理化により、おおむねその整理は一段落したと言つてよいものと考えます。」というふうな本会議で演説されました。私はこの言葉がずっと耳に残つておりました。きょう大藏大臣が来るというので、この点についての大藏大臣の認識をまずお尋ねしておきたいと思つた。

○竹下國務大臣 確かにそういう演説をいたしました。それから後、たびたび御質問をいただきました。したがつて私も、そういう評価がどこで出たかという根拠をたぐつてみますと、税制調査会の評価がそのようになっておる。五十一年以来今年までにおいて、おおむねこころまでやれば一段落

したと言えよう、そういう評価に基づいてそのような発言になったわけでございます。それは、五十四年十二月の「昭和五十五年の税制改正に関する答申」の中に、「租税特別措置の見直しについては、昭和五十一年度以来五年間に、」もろもろのことをやって、「これにより、税負担の公平を確保する見地からの政策税制の整理合理化は、」とおおむね一段落したものといえよう。という、その御答申の評価をそのまま財政演説の中に盛った、こういうことでございます。

○細谷(治)委員 一國の大藏大臣の本会議における冒頭の財政演説、これは税調の答申の中にその言葉があったといつても、税調の答申そのまゝを政府はやるということではありませぬし、私は財政演説として、税調の答申の言葉の中にあったからその一節をここにのこしたんだということになりますと、大藏大臣の認識そのものだ、こういうふうにお聞きをしないのであります。

そこで、お尋ねいたしますが、税調の言葉を借りたものでありますけれども、大藏大臣として、もういわれる不公平税制の見直しというのは一段落したのか、これからまだやらなければいかぬ、こう考へているのか、その点をお聞きしたいと思つた。

○竹下國務大臣 税調の評価をという御答弁を申し上げましたが、企業関係租税特別措置の整理縮減八十二項目のうち、十項目廃止、四十六項目縮減、整理割合が六八・三％、五十一年度から五十五年までの整理割合にいたしますと八五％、そういう意味において「おおむね」と、こう申し上げまして、やはり税制というのは絶えず見直すべき対象にあるべきものであつて、私はこれでやれやれ一段落という気持ちではありませぬ。

○細谷(治)委員 一段落した、やれやれという気持ちではない、こういうことであります。

私は予算委員会に出されました租税特別措置法等による減収、それを受けて、地方税がどういふふうに影響を受けるのか。それから、地方税自体の政策による非課税規定というのがございします。ちよつと例を申し上げてみますと、たとえば社会保険診療報酬の特例、こういうものによりまして、国税において千六百八十億円、地方税におきまして、事業税で百六十五億円、県民税で百一億、市町村民税で二百六十三億円、地方税全体で五百三十九億円。あるいは配当所得等でも、地方税で百六十四億円、国税で五百十億円。交際費課税については一年置きぐらゐに整理が進んでいておりますけれども、さらに、たとえば地方税の非課税規定、固定資産税をとりますと千四百四十億円の非課税による減収、あるいは電気税においては九百五十七億円の減収、こういうのが自治省の資料の中にも数字的にきちんとされております。

こういう点を見ますと、私は不公平税制はまだまだ積極的の見直ししていかねばならぬ、こういう段階にありますし、地方税自体の非課税規定というものの抜本的に見直されなければならぬ、こういうふうにお思つております。大藏大臣、どう考へますか。

○竹下國務大臣 先ほど来申し上げておりますが、地方税における租税特別措置の影響とでも申しましようか、昭和五十一年度以降、かなりの整理合理化というふうな表現もあるいはできるかと思つたのであります。したがつて今後とも、課税の公平を重視する立場からその整理合理化については、自治大臣に協力しながら努力していかねばならぬ課題であるというふうにお考へております。

○細谷(治)委員 きょうは自治大臣にはお聞きいたしませんけれども、たとえば医師の社会保険診療報酬、事業税の減税、県民税の減税、市町村民税の減税、こういうふうになつていくわけですね。

すばり言いますと、産婆さんからは事業税を取るけれどもお医者さんからは事業税を一文も取らないというの、これはおかしい話だろと思うのですよ。確かに医師の所得課税につきましては、七・二%というのは手直しが行われなければならぬ、事業税については全く手直しも行われていないのです。やはり七・二%を手直しする際に事業税を、産婆さんでも事業税を納めているわけですから、お医者さんが納めないというのは常識的におかしいと思うのであります。でありますから、こういう問題に手をつけるべきである、こう思っております。大蔵大臣、どうお思いですか。

○竹下国務大臣 これも、われわれいつも頼るのは、税調答申のことばかり申し上げるようですが、「地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については引き続きその整理合理化に努めるとともに、新規の制度の創設については厳しい態度で対処すべきである。」という答申に基づいて対応していかなければならぬわけでございますが、そこで今度は、五十六年度税制に対する税調の御審議をいただかなければならぬということ、早目にサマレレビューのはしりみたいなことをやり出しておるわけでございします。したがって、いま本委員会においてはこの法律が審議されておりますが、ことしの場合、たとえば細谷委員がいま御指摘になったような問題、この国会の場で議論されたすべてを整理して税調の中へ報告して、それでやっていただく、こういう方針でいきたいというふうに考えておるところであります。

○細谷(治)委員 そこで具体的にお願いいたしますが、予算委員会に出されました大蔵の租税特別措置による国税に基づく地方税へのはね返り、こういうものを遮断すべきであるというのが全国知事会なり六団体の意向であります。私もそう思っております。国の政策というのをストレートに地方税に及ぼすということはおかしいと、こう思うのです。直接受けているのでも、現にやはり千五百億円以上残っているんじゃないかと私は思いま

す。これを遮断する御意思があるかどうか、お尋ねいたします。

○梅澤政府委員 ただいま委員が御指摘になりました国税のサイドでの租税特別措置によりまして地方税に減収効果が出る、その影響を遮断すべきではないかという御指摘でございますが、基本的な考え方としては、先ほど大臣の御答へにもございましたように、今後とも税負担の公平の見地から租税特別措置については、整理合理化の方向で努力するという基本的な考え方に変わりはなく、先ほど申し上げたように、御理解をいただきたいのは、先ほど御指摘になりましたとえ

ば利子配当の総合課税の問題がございします。現在たまたま源泉分離になっておりますために、課税技術上地方税で課税できないという問題がございしました。この点につきましては、ことしの税法改正によりまして、五十九年一月一日からではございますけれども、総合課税を実施することになりましたので、この点の地方税における減収効果は五十九年以降遮断されるという努力もわれわれしておるわけでございします。ただ租税特別措置というものは、いろいろな観点から政策的な意味で減税とかあるいは非課税措置をとっているものでございしますから、国でそういう措置を講じた場合、地方税のサイドでも、やはり国の政策効果を考えながら減税なり非課税の措置を講じなければならぬというふうな判断されるような問題もございします。あるいはまた、これはもっぱら課税技術になるわけでございしますけれども、課税標準の計算上、国税を非課税にしておきまして地方税を課税にしようという、非常に技術的に困難な場合もございします。そういうことで、国税の減税措置の地方の減収効果のすべてが遮断されるということとはなかなかむずかしい面もあるというところをぜひ御理解願いたいと思ひます。

○細谷(治)委員 技術的という言葉をおっしゃいましたけれども、私は利子の課税というのを今度変えようとしておるの、承知しているのです。ですから、そういうものでなくて、現実には不公平

感が非常に多いものを直すべきじゃないか、こういう観点に立つて、国の政策が直ちにストレートに地方に及ぶようなことはおやめになったらどうかと、こういうことを提案しているわけですか。これは私の提案ばかりじゃなくて、この委員会でも常に議論されておる点です。大臣いかがですか。

○竹下国務大臣 確かに遮断しているもの、言いますならば、中小企業等海外市場開拓準備金、技術等海外取引に係る所得の特別控除、試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除、海外投資等損失準備金というふうなものは、影響をきちんとこれは遮断をしておるという範疇に入るものである。そこで私は、おっしゃる意味はよくわかるのです。私なりにいろいろやってみますと、確かにいま審議官が御答弁申し上げましたように技術上、何もかもその範疇の中で解決するということが困難な問題もあるではなからうかという感じがいたしますので、私はいまの細谷さんの意見そのものを否定する考え方はありません。一生懸命努力します。

○細谷(治)委員 具体的問題として、今後ともひとつ積極的に進めていただきたい、これを申し上げておきたいと思ひます。もう一つこの問題、税に關してお聞きしたいのでありますけれども、いま地方の時代、田園都市、これもやはり同じ発想から出ていると思うのです。そういう地方の時代というものの税制上、財政上の裏づけというのは基本的には、負担と受益というものが連動していく、それをやはりきちんとして住民が理解する、受けとめる、こういうシステムが必要だろうと私は思ふのです。そういう観点に立つて、毎年毎年出る大蔵省の財政収支試算、一般消費税は否定されたわけでありまして、これも、それでも今度また出た財政収支試算でも、常に税金というものは国が二、地方が一だという原則にこり固まって税制をいじくっていつておる。私は自治大臣に申し上げたのでありますけれども、どうも税の問題になりますと、予算の修正のときでも自治大臣はかやの外じゃないか、こ

ういう言葉を使いました。大蔵大臣は予算編成の最終段階において、来年、五十六年度は大変なんだから法人税の引き上げをやるぞ、こう言っております。これも恐らく国が二、地方が一、それ以上のことだと思ふのです。法人税は恐らく国と地方では七、三ぐらいの割合で分かれていきますから。この二対一原則を、これから地方の時代と言ふのならば、税を増税していくあるいは税をつくっていくといった場合には、現在の税制を国から地方にと言つてもそんなに簡単じゃありませんから、今後、来年予定されておる法人税の引き上げなんというの、逆に地方が二、国が一というぐらゐの思い切ったことをやる、これが地方の時代の裏づけだと私は思うのです。いずれにいたしましても、税というものは二対一が原則なんだ、六五対三五ぐらいが原則なんだ、こういう考えはあくまで貫きますか、この段階でやはり見直ししてみようとお考えか、これを尋ねておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 法人税を来年度の増収の特定税目としてもう決定をいたしましたという段階ではございせん。しかしともによりまして、それを例外としておく性格のものでもないというふうな思つております。したがっていまその問題は、法人税によらず、恐らくいろいろな増収措置を講ずる場合に、地方と国との配分について、地方の時代、田園都市、そういうときに当たって地方への配分に傾斜をかける、こういう御趣旨であらうと思ひます。率直に言つて私自身も地方議会の出身でございしますので、大体近いところほどよく見えてくる、私に思つております。しかしまた、中央で見た方がより公平だ、こういう見方もあらうと思ひます。その調和点をどこに求めるかというのがまさに、地方行政に對しての目的配り方ではなからうかというふうな私は思ひます。

自治大臣がかやの外どころの騒ぎじゃなくて、特に後藤田さんは詳しいし、私は余り詳しくあり

ませんので、終始後藤田ベースで今度の地方財政というものは当たっていった。私がかやの外であったとはあえて言いませんけれども、そういう感じ、結局結論から申しまして、これはいろいろ議論のあるところでございますけれども、東京都全体でお納めになった国税というものの、それこそ一〇％以下しか東京都には入っていないし、私の島根県が最高でございます。実に五倍でございます。後藤田さんのところは恐らく三番目ぐらいだと思います。でございますけれども、そういう面はまたいゆる中央にあつてなめる一つのあり方ではないか。しかし基本的には私は、近いところほどよく見えるという考え方はこれからは持ち続けていかなければならぬ。さういふからば一概に、これからの税の増収分について地方に初めから傾斜をかけた物の考え方はいくかどうかということにつきましては、私は地方制度全体の問題にもかかわる問題であると思ひますので、私にある種の哲学がありとすれば、これは近いところほどよく見えるという考え方で臨むべきである、したがって税制等においても、そういうことを念頭から忘れて対応すべきものではないというふうな基本的な考え方は持つておるつもりであります。

○細谷(治)委員 私も先ほど二対一という考えを二対二にしろということを書いておりましたけれども、これでなければならぬということを書いておるわけじゃないのです。そういう意識が常に傾斜しておつて、二対一というの鉄則なんだ、こういう考えがあたりとするならば、これからの世の中に対応する税制としては不向きだ、こういう考えで是正していただきたい、こういうことを申し上げておるわけです。

そこで時間もありませんから次に移ります。これは毎年のように交付税の総額の問題が議論になっております。せんだつて学者先生を招いた参考人も異口同音に、この交付税総額決定の問題は幾ら言つても言い過ぎるということはない、こういう言葉を言つておりました。私もそう思つております。

そこでまず、大蔵省にお尋ねしたのでありますけれども、昭和四十一年に地方交付税率が国税三税の三二％、こういうことになりました。鳩山威一郎さんがたしか主計局の次長時代だったと思うのです。もうあの人は退官したわけですね。参議院に出ておる、こういううまい古い話であります。そこで尋ねたいところは、その後四十四年以降、新しく制度が加わつたために交付税で財政の裏づけをしてやらなければいかぬものがどのくらいあつたかということをお尋ねしてみたい。申し上げますと、警察官の増員、これは政令でいきますから地方団体はそれに従わなければならぬ。後藤田さんよく御承知のとおり。それが五十四年度の財政需要額として幾らになつてゐるかという三十七億円であります。これが需要額であります。それから教職員の標準を五十人から四十五人に減らした。それに基づく財政需要額の増が五十四年度で九千二百五十四億円であります。それから四十八年から始まりました人材確保法、こういうものに基づく需要額の増が三千九百四十二億円であります。それから四十五年からは始まりました私学助成、これも法令に基づくものであります。千六百八十七億円であります。いま申し上げました法律なり政令に基づいて当然なこととして交付税の需要額に計入しなければならぬ額が現在幾らあるかといふと、一兆七千八百九十億であります。これは私の調べであります。この数字は大蔵省はそれとおりつかんでおるかどうか、まずお尋ねいたします。

○吉野政府委員 突然のお尋ねでもございすが、ただいま細谷委員が御指摘になりました個々の具体的な項目別にそれが直接に地方負担にどの程度の金額になつてはね返つてゐるか、計数的に正確なところはただいま資料を持ち合わせてございません。

○細谷(治)委員 時間がなから、財政局長に確認したいけれども、大体そんなところか、違ふか、一言だけ言つてください。

○土屋政府委員 ただいまお示しになりました事項について需要額というものを積算いたしますと、大体おっしゃつたような数字になると存じます。

○細谷(治)委員 言つてみますと、四十一年以降制度の改正によりまして自動的に一兆七千八百九十億という需要額がふえてきたわけですね。これを五十四年度でありますから、国税三税の五十四年度の十七兆九千億で割りますと、一〇・四％に当たるわけですね。言葉をかえて言いますと、四十四年以降制度が変わつてきたけれども、交付税率を動かしてない。そのために、このとおり動かしおくと、勘定としては交付税率が四二・四％になつておらなければいかぬわけですね。そういうことですよ。それが三二％に固定されておるのです。私はここに一つの問題があると思ふのですが、主計局次長、問題がないと思ふのですか、あると思ふのですか。

○吉野政府委員 細谷委員よく御存じのとおりかと存じます。交付税はいゆる基準財政需要額と基準財政収入額とのいわば差額に見合うものとして考えられるわけでございます。御指摘のように四十一年度以来、財政需要としてその後加算されたものは一兆数千億に及ぶという一面あるかと存じます。同時に、地方団体におきまして地方税その他の基準財政収入額も増加していることは、これまで先生よく御承知のとおりかと存じます。ですから、先生いまお示しのように、その一兆数千億を現在の国税三税で割り返して、その分が現在そのまゝ地方交付税率の増加につながるべきであるという御指摘は、あるいは當を得ないのではないかと一うふうな感じを率直に持つ次第でございます。

○細谷(治)委員 時間がありませんからここまで申し上げませんが、この一兆七千八百九十億というのを三税の交付税率に換算すると一〇・四％になるということですね。もちろん、交付税というのは収入額との差額になります。私はそれを洗つておるんですよ。四十一年以降需要額がどういふふうに変つてきたか、収入額がどういふ

うふうに変つてきたのか、あなたに言われる前にそのことを洗つた上で議論しているわけですね。ですから、仮にこれを交付税率に換算すると一〇・四だということを申し上げておるわけですね。端的に言いますと、洗つた結果はどう見ても今日、交付税の需要額と収入額との差で、収入額の伸びを見ても、少なくとも五％ぐらひは上げておかなければならぬというのが分析の結果の帰結ですよ。あなたに言われる前にわかつてゐるのですよ。

そこで、次にちょっとお尋ねしたいのですけれども、五十五年度の財源不足額は二兆五百五十億円であります。これは自治省にお聞きしなければいかぬわけでありまして、その財源不足額というのを両省が認めて、そして必ず最終的には両大臣の覚書というところで、おおむね半分は交付税の借入金で、半分は地方債で、建設地方債という名で分けておられます。半分に分けた理論的根拠は何ですか、お聞きします。

○吉野政府委員 御指摘のように五十五年度の財源不足二兆五百五十億円でございしますが、そのうち、いわゆる交付税措置によりましたものが一兆二百五十億円、それから地方財政法五条によりまして地方債措置によりました部分が一兆三百億、結果としておおむね半々になつてゐることは御指摘のとおりでございます。しかしながら、私ども五十五年度の地方財政対策を検討いたしましたわけでございまして、自治省とも種々御協議をいたしたわけでございまして、いま御指摘のように交付税措置と地方債措置とを折半にするというふうな、いわば原則といひますかプリンスブルをもつて臨んだわけでは決してございませんで、五十五年度の財源不足の状況、それから、地方財政法五条によりましていわゆる建設事業に充てられる地方債につきましては極力増発をお願いする、そして地方債の増発によつて賄ふことが適当でない部分をいわゆる交付税によつて措置をしたということでございます。おおむね折半になりましたのはあくまで結果であるというふうには御理解いただきたいと存じます。

す。

○細谷(治)委員 あくまで結果、これは神わざだと私は思うのですよ。例を引いてみましょう。五十年年度の補正段階で確認された財源不足に対して地方債は四八・七％、これは臨時等が入ってくるからそうなるのですよ。五十一年が四七・七％、五十二年が五〇％、五十三年が四四・三、五十四年が四〇、五十五年が五〇。私が申し上げた数字の違いは何かと言いますと、臨時特例交付金とか何かの操作によってこうなっているのですよ。結果としてそうなったんじゃないかと、あらかじめ折半の原則は貫いておるんじゃないかと。大臣、いかがですか。

○吉野政府委員 重ねて数字を挙げてのお尋ねでございますが、繰り返しになって恐縮でございますが、これはあくまで二分の一という原則があつて措置をしたというものでは決してございませぬ。

○細谷(治)委員 二分の一の原則はないけれども、毎年毎年結果としてこうなっているにすぎない。私は納得できません。しかし、時間がありませんから次に進みます。

こういうことによりまして、毎年巨額の建設地方債を発行いたしておるわけです。そのために五十五年年度には、その建設地方債については交付税の需要額に算入してございまして、元利償還金に對して。その総額は五十五年年度幾らでありますか。——これは聞いて確認しようと思つたのですけれども、あなたの方で出しているこの法案の審議の資料の中に五十五年年度の全体計画があるから、すぐわかるわけですよ。そういう地方債の元利償還の裏づけというのは五十五年年度には五千四百四十五億円でしよう、間違ひありませんか。——自分で出した資料がすぐわかるのか。

○土屋政府委員 おっしゃるとおりの数字に大体なります。

○細谷(治)委員 この地方債の元利の償還が五十二年年度から始まつたわけですよ。五十二年年度は九百七十九億円、五十三年が千五百十二億円、五

十四年度が三千五百四十三億円、五十五年は五千四百四十五億円。言つてみますと、わずかに四年の間に五倍以上になつてゐるわけです。交付税で食つてゐるのですよ。これは需要額に裏づけしてゐるんだ。大体において都道府県では東京都だけが不交付団体であります。市町村では不交付団体というのはわずかに五、六十しかありません。全部これは需要額に計算されたまま交付税で交付されるわけです。

そうだといたしますと、五千四百四十五億円という需要額の増は、ことし交付税特別会計に借り入れる一兆二百五十億円の半分に当たりますね。それで、半分に当たる。

○土屋政府委員 おおむね半分に当たります。

○細谷(治)委員 おおむね半分どころじゃなくて、五〇・二％、ちよつと半分に当たります。一兆二百五十億円の借金して、その半分の借金の支払いの需要額に充当するというのはおかしい話じゃないですか。大蔵大臣、おかしいと思いませんか。借りてきた借金の半分強を借金払いの方に計算してやる、これはおかしい話でしょう、そう思いませんか。——だめだよ、大蔵大臣に聞いてゐるんだ。

○竹下國務大臣 要するに、この地方財政計画をつくり出すことは、まず予算編成に先駆けてこれだけはきちんとしたものにしておかないと、五十五年年度の国の予算全体を組むための基礎的作業であるというところから、自治大臣と私の間で、第一回は交付税率を改むべきである、そして第二回は、まあ出口論とか入り口論とかいろいろやりながら、そして並行して事務当局も詰めて、今日の措置ということに相なつたわけでございます。ただ、私は非常に遠慮して言おうと思つております。ただ、私は、国の財政が大変だから地方がまんしてこれという言い方だけは避けたいと思つたけれども、この答弁にも立つておるわけでございますけれども、国の財政というものを見た場合に、今日この時点ではこの措置によって最終的には大蔵大臣、自治大臣の両者が合意をして、政府一体の責任と

してこのような措置をしたというところで御理解を賜りたいと思つてます。

○細谷(治)委員 苦しいんだから三方一兩損というふうな議論でしょう。

今度は別の面から申し上げてみましょう。交付税の総額を決められた。五十四年度の三税の自然増収分の交付税相当額というものを、本来ならば五十四年度の総額に加えなければいかぬのを、異例の特例をつくつて五十五年にこれを加えたのです。それはそれで、苦しいからいいでしょう。問題がありますけれども、すでに法律が通つたのですからいいでしょう。そして一兆二百五十億地方交付税に借り入れたしつた。借りておるその交付税で、いままで借りた借金で天引きされてゐるのが幾らかといひますと、三千六百二十億。一兆二百五十億を借りたけれども、三千六百二十億は自動的にこれは借金払いで取られちゃつてゐるんですよ。これもおかしい話ではないでしょうか、大蔵大臣いかがですか。

○吉野政府委員 これも委員よく御承知のとおりかと存じますが、いわゆる交付税措置といひまして、交付税特別会計が資金運用部資金から借り入れを仰ぐという事態がここ数年続いてきてゐるわけでございますが、この特別会計が借り入れをいたしまして行ひました交付税措置につきましては、御承知のとおりこれは返還に当たりまして、つまり交付税特別会計が運用部の特別会計に返します場合に、その負担の二分の一は一般会計が負担をするというルールになつてゐるわけでございます。

○細谷(治)委員 わかり切つたことを言つて時間を費やすのはもつたない。あなたの言いたいことは、交付税法附則の八条の三でいつてゐるだろう、こういうことでしょう。この間もこの委員の中からこの問題について質問がありました。私も昨年予算委員会でもやりました。言つてみまうと、財源不足額を両大臣が確認した。おおむね半分は交付税で借り入れして賄おうや、総額をふやしておこうや、残りの半分は建設地方債ですよ。

そうしてそれで仕事をしない。そうしてその交付税は借金してまた裏づけしてあげますよ、需要額に見てあげますよ、こういうやり方が附則の八条の三ですよ。これが現在の姿です。

そうしますと、本法の六条の三の二項というのはどういふことかといひますと、引き続いて著しく基準財政需要額と収入額との差が大きくなつたとき、この著しくといふのは一割以上、引き続いてといふのは二年続いて三年目も確実にそれが見通されるときといふのが有権解釈ですよ。予算委員会でもはつきり解釈が決まつております。この第六条の三の二項といふものは、いま財政が苦しいから附則で逃れようといふことでありますが、本法の六条の三の二項はそれ自体完結してなければいかぬですよ。財政が苦しくてやむを得ず附則の方法でやるといふならば、六条の三の二項のつとつた形が附則に書かれなければならぬですよ。それが制度の改正でしょう。自分の方は勝手に制度を改正して需要額はふえるようなことをやつておきながら交付税率は引き上げないでおいで、そして、いざ交付税が足らぬといふときに、そうして、いざ交付税が足りなくなるといふようになりますとどうやるかといひますと、こんなものは八条の三でやらない。半分は交付税の借り入れでやりましよう、半分は地方債だ、こういう形が現在の姿だ。六条の三は空文化してゐるのですよ。こういうことが許されるか、こう私は思う。

そこで大臣、時間がありませんから申し上げますが、私は六条の三の二項、それを受けて附則でやるとするならば、財源対策債に対する償還費の需要額を別途何年かかけて返す。一遍に返すわけじゃありませんから何年かかけて、その返済の時期に臨時特例交付金で別途見る。そうしますと地方債の方のやつはそれで消えます、解決します。不十分であります解決します。二番目には、交付税特別会計への借入金、返済計画のつとつて半分ではなくてその全額を国が処置する。これは一遍ではありません、何年かに分かれてずつと支出していけばいいわけですから。三番目は、こゝしまではやむを得ないけれども、五十六年度以

降は交付税率の引き上げを含む財源措置を講じていく。これでありまして、今日の財政窮乏の中において、六条の三の二項を生かしながら附則でそういうふうに対応していくということであれば、本法と附則は整合性があるわけですよ。それをやるべきだと思ふのですが、大蔵大臣いかがですか。

○竹下国務大臣 いま御指摘になりましたように、引き続きというのはまさに二年、そして三年目もそうなる可能性、そしてまた著しくということは一〇%、これは確かに私もさように承知をいたしております。したがって、「地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六條第一項、この二つに於ておるわけでございますが、このいわゆる第六條第一項の率の変更ということは、率直に申しまして古くて新しい問題でございますが、いまの財政事情の中で、たとえ五十五年まで許容していただいたとして、五十六年度以後それに手をつけまうと言ふだけの自信がある環境にはいまない、残念ながらそのように私は思います。

したがって、いまその問題以外の御提案というものは、それはそれなりに整合性のある意見だということも私も理解できます。しかし、それすら今日で得ない状態にあるということ、いま御指摘の整合性そのもの——私もがやっておりますとも全く整合性がないとはもとより申しませんけれども、いまの意見は一つの意見だと私は前から思っております。しかし、そこに及ぶだけの財政に力がいま私にはないじゃないか、こういう感じを強くいたしますだけに、財政再建そのものに全力を尽くさなければならぬ今日でなからうかというところで、自治大臣とも共同の責任で最終的には合意に至つておるといふことが美観でございます。私は細谷さんの長いこの地方行政委員会にいらしての御見識とか御意見というものを、否定する考えは全くありません。しかし、それをなお私自身が受けとめて、それだけに対応していく力はいまの国の財政が持たないではないかというこ

と、非常に残念ながらそのようなお答えをせざるを得ないというのが現状認識であります。

○細谷(治)委員 大蔵大臣の現状における苦衷はわかつておりますから、私は三つの提案のうち二つについては理解できるけれども、来年度交付税率を上げるということについてはできかねる、こういう言葉です。

私自身も財政の実態はそうだろうと思つておりますから、一遍に交付税を全部上げて、五十六年度以降はそれで本則に入っていくということとはできないだろうけれども、少なくとも交付税率の引き上げを含めてということをやったわけですから、一切片づけぬでもいいです。三二というのをひとつ五十六年度は三五まで上げよう、その次の財政事情を見て三八まで上げよう、あるいは四〇にしよう、こういうことで、含めてということとで、大蔵大臣の苦衷も察して、ですから来年は一遍に上げちゃつてなんということを言つてはいるわけじゃありません。含めて、やはり制度の問題なりあるいは地方債の活用なり交付税率の引き上げ、こういうもので新しい観点に立つて対応すべきだということを最小限度の問題として提案をしたわけですよ。おわかりいただきたい、御理解いただきたい、こう思います。

それで大蔵大臣、この問題は五十年以降もう長い間地方財政の焦点になつております。そして、この間来た学者もすべてそのことを一口言います。自治大臣がここの席で答弁してきますと、あの附則の八条の三では不十分だと思ふけれども、こう言つております。私は今日の国の財政も地方の財政もとにかく、高度経済成長時代の不景気で起こつたようなものではなくて、循環的なものではなくて構造的なものであると思ふのです。構造的なものである限りには構造的な対応をしなければならぬ、こう思つておられます、そういう御提案もしたわけですよ。

そこで大蔵大臣、残念なことにはこの問題で、総理大臣の諮問機関である地方制度調査会、大蔵省の次官も入つておりますけれども、どうも自

治省寄りの答申をしている。それから、同じころに出される大蔵大臣の諮問機関である財政審議会というのは、大蔵省寄りの答申をしている。地方財政なんてはつておけ、これが財政審議会の結論でしよう。こういうことでは全く白と黒のようでありまして、こういう問題について、これからの国と地方との関係はどうするか、その問題点は地方交付税なんだ、こういうことで専門的に掘り下げる仮にたとえ交付税制度審議会、大蔵省寄りでない、自治省寄りでない第三者、こういうもので検討する御用意があるかどうか、大蔵大臣にお聞きします。

○竹下国務大臣 財政審議会それから地方制度審議会、私はあえて黒と白とは申しませんが、それぞれの立場に立つての御意見の御開陳があり、そしてそれは行政執行のために貴重な糧となるものである。しかし、それをそのときの国、地方の行政にどうして生かしていくかというの、いわば私と後藤田大臣とのたがひ重なる折衝。あるいは、私もかねて言つておりましたのは、言つてみれば私は、大蔵省にいわゆる査定権というものは存在しないといふ基本的な考え方なのです。財政法を讀んでみますと、調整権はあつても査定権というものは本来、省内のいわば慣用語として存在しておつて、法律的にはあるべきものでない。したがつて私は、そういう姿勢でもつて両大臣の会議を何回も積み重ねてきたわけでありまして、そのお互いの話し合いと、そしてそれに対して事務当局のそれぞれの打ち合わせというふうなものが、先生は黒と白とおっしゃいましたが、異なる立場にある調和点を求めた結果ではないかというふうには私は考へております。

交付税に対する審議会の問題につきましては、にわか提案でございますので、私としては、それは勉強はさせてもらいますが、いまだこのようにいたしますと言ふだけの心の準備がございません。

○細谷(治)委員 時間がありませんから、あと二点聞きたいのです。

私もおかしいことと思ふのですけれども、五十五年度も発行される地方債の四三%ばかりが政府資金でありまして、六〇%になるまで、言つてみますと一七%ばかりの分については利差を補給する、こういうことが両大臣の確認事項になつておるわけですね。利差というものはばかにならぬことでありまして、ちよつと調べてみますと、大体において利差が三百九十二億円になるのですよ、いままで借りたもので、今年度利差として臨時特例交付金に入つてゐるのが三百九十二億あるわけですよ。一方、財投はどうかといふと、私の手元には五十三年度の実績でありますけれども、繰越額の上に不用額というのがずいぶんあるのですよ。五十三年度は不用額がどのくらいあるかといふと、総額で一兆四千九百七十三億円。そして恐らく大蔵省は、国と地方団体の出納閉鎖期は違ふから数字が多くなつてゐるんだとおっしゃるだらうと思ひますけれども、そうじゃなくて、地方公共団体を除いた分の不用額は幾らになるかといふと、一兆四千六百二十四億円でありまして、ほとんど変わらないですよ。

そういったことを言つてみますと、一兆一千三百億円ばかり加へればちよつと六〇%になるわけですよ。そうすると、利子を利差補給なんて手間の要ること要らないわけですよ。財投全体のいまのフローからいって、そして地方債というものをなるべく良質にしてやらなければいかぬ。しかも、三百九十二億円というものを借りたところの団体に交付税を通じて返してやるなんという手間も省けるわけでありまして、ひとつ政府資金六〇%を最低限度のものとして満たすといふことをお約束いただきたい、こう思ひますが、いかがですか。

○竹下国務大臣 いつも議論される問題として、五十三年度の不用額というものは、これは常識外れという表現は政府当局者が言うべきではなからうと思ふのですが、確かに膨大なものがあります。これはいろいろ分析してみますと、あのとき一番金融が緩んだときでございますので、諸般のいわゆる政策金融というふうなものが繰り上げ償

還額が非常に多くなったというように、全体として不用額が多くなったという事でございすので、これが例年あるべき姿ではないというふうに私も勉強してみても、この五十五年度におきましても、これも細谷さんにお答えするような事ではないかも知れませんが、政府資金比率が四三・八、公庫資金比率一六・三という事にいたしますと、おおよそこれは六〇・一%、こういうことになるわけですが、やはり地方債に充てる政府資金につきましては、他の資金需要を勘案しながら、原資事情の許す範囲内でその充実に努めなければならぬ課題である。

そしてまた、明治以来初めてのことでございすけれども、衆議院の予算審議中に一度、そして参議院の予算審議中に一回、いわゆる公定歩合の引き上げというものが行われたという事に対するまた財投、資金運用部資金の金利の問題等が、今度は地方財政そのものにはね返って迷惑かけてはいかぬという措置につきましては、自治省とたび重なる協議を行いまして一応、五十四年度分は確かに短期資金でないでいて、最後のところで長期の金利に切りかえていくわけでございすので、ある意味において繰り越しは構造的にあり得る。しかし、不用額は五十四年度の場合は、大変少なからうと私は思うのでありますが、なおのこと、構造的にそのあるべきもの、たしか四月十五日でございしたかを期限として、金利等についての関係もいままでもどおりというように取り扱いはさしていただいておりますことである。基本的には考えるべき課題でございすけれども、御指摘の事実につきましては、特にいままた私どもの方では国債の消化をぜひお願いしたい環境にあるという事を知っており、非常に厳しい環境にあるという事を知っており、絶えずそういう姿勢でもって対応していかなければならぬ課題であらうというふうに理解をいたしております。

○細谷(治)委員 公募債を入れるとちょうど六〇%だ。私はそう思わないのです。地方債というものの構造というのは、大体政府資金六〇%。それで、公募債というのは特定の団体だけでございす。恐らく三十数団体ぐらいでございす。公募債を発行できるのは、府県と指定市ぐらい、有力なところだけですよ。そういう公募債は二〇%ぐらい、あとの残り二〇%ぐらいというのは繰越資金だ、これが適正な地方債の構造だと私は思っているわけですが、したがって、公募債を加えると六〇%なんという事は、これは大臣の言葉でありますけれども、私はその言葉では納得できない。

もう一つ、この問題について。確かに五十四年度の実績は出ておりませんが、一兆四千億なんという不用額はないけれども、恐らく五十四年度は七、八千億円ぐらいの不用額は出るだろうと私は仄聞をしております。そうだといたしますと、やはりこういうものを詰めていっても、これを見てちょっと勉強しましたけれども、誠意をもって取り組みむらば、六〇%、そしてその利差補給なんという複雑な手は避けるべきである、こう私は思っています。

同時にまた、金がない、原資がない原資がないと言われども、弾力条項五〇%というのがあるわけですよ。どの実績を調べても、大体においていままでの実績は五・五%ですよ、弾力条項を使っておるのは、もっとも、成田空港あたりの工事ができなかったために五〇%近く弾力条項を活用した例はあります。それはそれとして対応すれば、必要があれば改善をすればいいわけですが、それが財政民主主義じゃないでしょうか。私はそういう意味において、弾力条項五〇%なんというのは、弾力条項は従来の実績からいって一五%か二〇%程度が常識ではないか。このことを付言して、ぜひひとつ地方に良質な資金を、こういう形を実現していただきたい、こう思っております。

最後に、時間がありませんから、ことしから十二年計画で四十人学級というのが始まるわけであ

ります。そして、参議院の予算委員会でのこのことについて、この四十人学級というのは大蔵大臣は、芸術的な作品だということを言ったと新聞に書いてあるのです。恐らく芸術的な作品、あるいは大蔵大臣としては清水寺から飛びおるぐらゐの気持ちでやったのだらうと思う。しかし、これはやらなければいかぬことだ。自治大臣はどう答えているかという、過疎の方からやってもらえるからいいけれども、過疎の方からやるのならば反対するんだと、こう言っておった。私は事はどさうにこの問題は、経常経費における需要の増、それから建設投資における需要の増というものは莫大なものになると思うのです。いますぐということでは申し上げませんが、まあ三年間というのが言ってみると過疎の方で余り大きな需要はないようでありまして。遠からず交付税措置なりあるいは税財源で措置するなり何らかの措置が私は必要だろと思うのですが、大蔵大臣はそうお考えになつてゐるか、これをお聞きしまして、ちょっと時間が過ぎましたが、私の質問を終わります。

○竹下国務大臣 一つ、最初のところで私が六〇%というのを、公募債と申し上げた。あるいは申し上げましたら訂正させていただきますが、公庫資金比率というふうに申し上げたようなつもりでございしたので……

それともう一つは、およそ五十四年度は六千億というふうに見込んでおりました、それは五十五年度の原資にすでに入れているというのが実態でございす。

さらに、四十人学級の問題でございすが、私と自治大臣が申されておるのも大体同じことだと思っております。とにかく、自由民主党から日本共産党まで、その四十人学級に対しては同じ言葉で要請があつております。もう寸分たがわさる言葉でありました。したがって言ってみれば、これは教育界全体の問題としてとらまなければならない。しかし一方、財政事情というものがあつた。その調和点をどこに求めるかというのが自治大臣の言

う、過疎地帯から徐々にこれを行つて、五十七年、ある種のピークが過ぎ去つた場合に過疎地帯にこれを及ぼしていく。そういう意味でその調和を図つてきたものが、よく国会の言葉で言われる、まあ芸術作品というものは出過ぎた言葉でございす。そのような言葉を使つたわけではございす。

したがしまして、御案内のように五十五年度は確かに十三億円でございす。計画が完了します六十六年までには一千億円を若干超える負担になると予想されます。このような地方負担については、地方財政計画にその全額を計上して所要の財源措置をとることになっております。したがつて、毎年度の地方財政計画の策定を通じてながら地方財政の運営に支障が生ずることのないように対処していこう。そういうものすべてを含めて、芸術作品という言葉をあえて引つめて申しますならば、教育と財政との調和点をそこ求めたというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○細谷(治)委員 終わります。

○堀谷委員 小川新一郎君。

○小川(新)委員 せっかくお忙しい中を大蔵大臣には当委員会においでくださりまして、交付税、地方税、地方財政全般にわたつて大蔵省との絡みの中で御質問するわけでございすけれども、私はあえて今日の問題の中からのいろいろとお聞きしながら、地方財政との関係をお聞きしたいと思つております。

特に、ただいま細谷先生からいろいろ細々と地方交付税、六条の三の二項についての御見解、それに対する大臣の反論等もございましたので、私もこの問題については質問する予定でございまして、割愛させていただきます。

まず最初に、地方財政、行政の全般の不況前線と申しますが、そういった問題について若干お尋ねしておきます。

まず物価問題、これはもう大臣得意中の得意でございすし、私どもも本来、大蔵委員会や予算

議論をしておるといふことは、いましたいとしているところであり、また、それ、それ、担当省においてそれなりの議論は詰めておると思いますが、それ、それ、いま会議においてオーソライズされた対策の中には、それは入っていないというのが現段階でございます。

そして物価二法の場合は、これも現時点に立つて申し上げますには、何としてもあのときのように需要と供給そのものがアンバランスになるといふことが、この景況の一つの大きな問題になるのではないか、

たのか。はなはた現地の一つの大官扱になるのといふからうか。したがって、今後の問題は別としていまの段階において、需要と供給が著しくアンバランスになっておるといふ状態にはないというふうな理解の仕方をいたしておるわけであります。

○小川(新委員) 重ねてお尋ねしますけれども、そういたしますと、和田イラン駐在大使が一時帰国する、長引いた場合には大使の召還ということにつながるかもしれませんが、その場合、わが国と

してはアメリカに協力せざるを得ない立場にある。——イランに協力する立場にあるのでしょ
うか、それともアメリカに協力する立場にあるので
しょうか。それによって大きく変わってくると思
うのでございますが、大蔵大臣の御見解をお尋ね

しておきたいと思えます。

○竹下国務大臣 いずれにいたしましても、日米協調という線を買っていくということは合意として言えることであろうと私は思うのであります。

ただいまの場合、われわれとしてはなおＥＣ諸国

と協議しながら、この国際法上も認められない人質解放の問題についてさらに努力する。その努力を怠つていずれかを選択するという立場にはなない。だから、非常に濃密な時間帯の中で濃密なそういう外交交渉だけは繰り返していかなければならぬ。

以上のことになりますと、ちよつと大蔵大臣さんでは荷が張りますので、この辺が私の答えの精いっぱいではないかと思ひます。

○小川(新委員) まことにぶしつけな質問で恐縮

しております。冠縮はしておらずに、おとす

方交付税特別会計の問題を踏まえた中で質問する
には、余り唐突であるように思われても私は困る
のでございまして、こういう問題が背景になっ
て、国税三税、こういった三三三の問題にもはね
返ってくるがゆえに聞いておるのでございまして。
いま私の印象では、人質問題を考えないで両
国のどちらにつくかというところは議論できない
けれども、日米協調という線に沿っての問題は当然
避けられない、ここまでは私もきょうは認識して
おりますが、その先の御答弁がいただけないのは
残念でございます。

そこで、五十五年度の政府の経済見通しで、G
NPの成長率四・八%を見込んでおりますけれど
も、卸売物価、消費者物価の高騰から強い引き締
め、金融政策、これはもう刃の剣でございます
が、財政を緩めればインフレの心配が出る、財政
を引き締めれば不況と雇用問題が出てくる、こう
いった問題の中で、財政も昭和三十四年以來の超
緊縮財政でありましたが、金融も公定歩合が九・
〇%、史上最高の水準であります。これはいずれ
も経済成長率を引き下げる方向に働くと思いたす
が、これではGNPの四・八の達成は無理ではな
いか。逆に、GNP四・八を見込んだ予算編成時
は、公定歩合が一・七五%引き上げられて九・
〇%になる前の状態でありまして、これも先ほど
の消費者物価の問題と絡めたもう刃の質問にな
りますけれども、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 確かに御指摘の点は、それなり
の一つ一つが理解できるところではございませ
んが、二月の月例報告等を見ておりましたも、今日
のところ本場に私も感じておる以上に、動向
を見てみましてもこれは決してそういう甘い認識
という意味ではなくして、消費者物価は二月は前
年同月比八・〇%でございます。十一月まではド
イツよりも安定しておりましたが、いまやドイツ
は、さすがとでも申しましたか五・六、アメリカ
が一四・一、フランスが一三・四、イギリスが一
九・一、イタリアが一七・七、いわばサミット
諸国の中ではドイツに次いでやや安定しておる状

態と言えるわけでありまして。一方、失業率の点を
見ますと、日本は一・八でありまして、二番目が
ドイツで三・五%でございますから、他の国に比
べればいわゆる雇用情勢というのは逐次改善され
てきておる。これを見た限りは、いわば景気にも
なお底がたいものがある、こういう表現ができな
いわけじゃないと思うのです、その数値だけを見
た場合。

しかしながら、卸売物価の影響がこれからし
じわとやってくるというのは、だれも否定するこ
とができない厳粛な事実であると思うのです。そ
の際、それはどうしても下降の方向にある種の拍
車をかけていくであろうということも、否定でき
ないことであると思うのであります。したがっ
て、いまもう刃の剣とおっしゃいましたが、一
方、景気、物価両面にらみの中で弾力的な経済運営
を行っていくというが、当面はまず物価だ、こう
いうことになって物価対策が出され、日本銀行に
よりますところの公定歩合の再々引き上げという
ものもあつた。

この公定歩合の引き上げという問題につきま
してはそれなりに、アメリカなんか比べたらまだ
まだ低いとは言われましようものの、天井感とい
うものがあつてそれだけの効果はできつつあるの
じゃないか。したがって、外的要因によるところ
の物価の影響は自力で解決することはなかなか困
難でございますけれども、素材品から中間製品、
完成品に至るところのいわゆる生産性の向上とい
う中でそれをある程度吸収していくと同時に、
ホームメードインフレ、いわゆる国内要因による
インフレというものは断じてこれを避けなければ
ならぬ。そうなつてます。素材にしろ中間製品に
しろそういう物価の安定が結局また、底がたい緩
やかな景気の拡大というものにつながっていく。

表現こそべらべらと私は言っておりますけれど
も、大変むずかしい、そして幅の狭いところにわ
れわれの選択があるというふうに理解して、これ
に取り組んでおるといふのが現状であります。
○小川(新委員) いま大変勉強させていただきま

した。

そこで、上期、下期に分けて予算の運営方法に
なつてくるのですが、上期においては物価問題を
中心に、下期においてはそれを見計らつた上に景
気対策や雇用問題に力を入れていくということ
でございます。その一つの前提として、上半期の公
共事業の契約目標を六〇%にすることを閣議決定
したということでございますけれども、これに
よつて上半期の公共事業が、昭和五十四年度の九
兆百三億から昭和五十五年度は八兆六千三百億に
少なくなる。契約目標六〇%といつても、地域に
よつては公共事業の執行は異なるはずでございま
すから、全国一律六〇%というのは非常に危険で
ある。特に北海道、東北、真日本の下半期に雪で
工事ができなくなる地点においては、上半期に思
ひ切つた予算の集中をしなければならぬ、こう
いった問題も出てくると思ひます。また、公共事
業を上半期六〇%と決めるだけでは不十分であ
り、問題は、その内容でございまして、上半期に
半期は特にインフレ、地価の高騰が懸念されるの
で、公共用地買収を必要とする事業はできるだけ
抑制し、生活、福祉関係の事業を積極的に進行す
べきではないか、それによつて地方財政が潤つて
くるといふわれわれの見解でございますけれども、
この二点お伺ひします。

○竹下国務大臣 確かに五十五年度の公共事業の
執行につきましては、いま御指摘のように全体と
して六〇%程度にとどめる、こういう表現をいた
しておるわけでありまして、私どもも一昨
日北海道へ参りましたが、積雪寒冷地帯でござい
ますとかあるいは災害復旧でございましてとかさう
いうものは、一律六〇%程度というようないこと
はできませんが、総合的な六〇%程度の中であつて
それらも措置していただこうという、厳しい姿勢
を打ち出しておるところであります。

そこで、そうした場合にもいわゆる用地比率の
低いものからやつていったらどうだ、たとえば下
水道をやつたらどうだとか、あるいは保育所みた
いな土地そのものがあるところの建てかえをやつ

たらどうだとか、公明党で絶えず御主張なさる、
抑制のときであつても促進のときであつてもその
ような姿勢で公共事業には対応すべきであるとい
うその御議論は、一つの見識であると思ひるので
あります。ただ、私も建設大臣をわずかながらや
つておつたことがございまして、用地比率で
事を律した場合に、何だか余りにも大都市を住み
にくくする大臣、こういう評価を受けたことが私
自身もございまして。したがって、一概に用地比率
だけでこの公共事業の執行に当たるわけに
はいきませんが、なにかんずく物価と景気両面に
らみの中で抑制型の総需要管理の志向をしていく場合
に、いまの用地比率等に対して絶えず注意を払い
ながら対応していかなければならぬという御見解
には、私も原則的には賛成でございます。

○小川(新委員) 自治大臣にお尋ねいたしますけ
れども、ただいま大蔵大臣から五十五年度予算の
執行の姿勢について私の質問に答えていただいた
のでございまして、五十五年度の地方財政
運営の指針を全国の地方公共団体に通達するとい
うことになると思ひますけれども、いままで前段
でいろいろ質問をしてきましたことを踏まえた中
で、地方公共団体にはどのような予算運営の通達
をなさる御決意ですか。

○後藤田国務大臣 自治省は、いま聞いてみます
とまだ出しておらぬようです。交付税等の法律案
が通りましてひっくり返つて地方に指示をする、こ
ういうことになつておるようです。その際、もち
ろん私どもとしては、国でお決める基本方針
にやはり自治体も沿つてひとつ財政運営をお願い
したいという要請をするつもりでございまして。
○小川(新委員) 例年であれば私は余り問題にし
ないでございましてけれども、先ほどからいろいろ
ろわが国を取り巻く前提問題、経済の動向、そし
て大蔵大臣から御答弁いただきました消費者物
価、卸売物価、こういった問題を踏まえた上での
昭和五十五年度の地方財政運営の指針というものは
重大な関心を持つものであります。特に地方公
共団体が主体となつて行へべき公共事業の六〇%

に削減ということになりますと、下半期においての景気の持続を図るための切り札としてはどういう扱いになるのか、こういう質問のもとで私は言っているわけでございますので、お願いいたします。

○後藤田国務大臣 先ほど大蔵大臣がお答えをいたしましたように、公共事業の執行につきましては、上半期にひっくり返るため六割程度、相当抑制をなさって執行せられるようですが、地方としてもそれに準じてやってもらいたい、かように思います。

ただ、私の個人的な見解で恐縮ですが、いまの財政運営は物価と景気と両方に、しかし重点を物価に置くんだ、こういうお話でございました。私はむしろもう少し物価に重点を置いて、思い切って上半期は物価対策重点にやるべきである、かように考えております。ただ、工事の施行は先ほどお話のございましたように、積雪寒冷地等でございますので、そこらの点についてはそういった地域が困らないようにやりたい。同時にまた、用地費にだけ金を食われてはどうにもならぬじゃないか、こういうお話ももっともでございますが、その点については、先ほど大蔵大臣がお答えいたしましたとおり、私もさように存じておるわけでございます。

○小川(新)委員 私は大蔵大臣、地方債のことにつきましては、この前の地方交付税法の質問のときに十二分にやらさせていただきましたのですが、国債の問題を二、三お尋ねしておきたいと思うのです。

昨年年度昭和五十四年度における国債の未発行額、これは幾らありますか。それは売れ残ったものではないかという疑問がございますが、私の方の調べたところによりますと五千七百八十億円、これは莫大な国債が売れ残った、または未発行になっている、これに間違いございませんか。

○竹下国務大臣 間違いございません。

○小川(新)委員 そういたしますと、この五千七百八十億の国債が売れ残った、未発行になった、

これが踏み絵となって五十五年国債の一兆円減額、そんなことは私も思いたくないのでございませうが、いろいろとそこに問題が出てくると思いがすが、昭和五十五年の国債十四兆二千七百億円のこれまた完全な消化ができるのでございませうか。

○竹下国務大臣 ことしの予算編成のときにあらかじめフレームを閣議了解をさせていただいて、そして初めに一兆円の減額ありきというふうな姿勢で予算編成に対応したわけでありませう。そして現在、シ団の引き受け等を減らして、あるいは資金運用部で引き受け額をふやしますとかそういう形の中で、厳しい環境にはございませうが、私は国債の消化はどうかお願いできるのではなからうかというふうな思っております。ただ、まだ四月債だけがいま話がついたばかりでございませう。

いま御指摘のございました五千七百八十億円というものにつきましてどうするかという問題につきましては、現時点においてはまだこれは未発行額でございますが、いまややはっきりしてきておりますのは、予備費の残が恐らく千七百七十億でございますかその程度が見込まれます。そして、これからの税収がどれだけのものかという自然増収になっていくかということにつきましては、二月の税収の状態を見ますと若干期待できるというふうには思いますが、またさまたまな歳入に減をもたらした問題もないわけではございませんで、この問題はいわば五月の状態になって三月の税収というものが明らかにな段階でないと、いまのところ、これは完全に減額してしましますと言えだけの自信はございませう。が、将来にわたっても、五十四年度の補正で一兆二千二百億円の減額をさせていただきましたような国債に対する姿勢は貫いていかなければならぬ。

ただ、五十五年度ということになりますと、成立したばかりの予算案のものでございませうから、これに対していはば可能性を含めた見通しを申し上げる段階にはまだないというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○小川(新)委員 私はこの五千七百八十億の消化というものは大変なことだと思ひます。上乗せするというところでございませうから、さらに昭和五十五年度予算案を編成した後に公定歩合が九・〇％に引き上げられましたから、これに伴うところの五十五年度発行予定の金利を上げないと消化ができなくなると思ひますが、これまた国債費の増額は補正予算でどれぐらい見込まれるのかということでございます。

○吉野政府委員 金利の引き上げに伴います国債費の増でございませうが、委員御承知のとおり、これは金利の引き上げで直ちにその分だけ一般会計の国債費の増につながるというものでは必ずしもないわけではございませう。国債を上期、下期に分けてどの程度の割合で発行していくかという、発行のテンポにもかかってまいるわけではございませう。したがって、国債の条件改定に伴いまして一般会計でどの程度の追加の負担になるかということとを、いま計数的に申し上げられる状況にはないわけではございませうが、全く単純に機械的に計算をいたしますと、一％について約四百億円という計算はございませう。

○小川(新)委員 一％で約四百億、大変な額でございませう。

そこで、国債そのものの議論はもう時間がございませうからやめさせられども、聞くところによりますと大蔵省、日本銀行は、サウジアラビアなど中東産油国のオイルマネー、石油輸出代金を政府間の直接交渉で本格的に導入することを決めたというふうなことを聞いておりますけれども、これは事実なんでしょうか。また、既発の国債の売却だけなのか、新規発行の国債も含むのか。特に中期国債の直接発行が実現すれば、わが国では初めての海外向け国債発行になるのではないかと思ひます。これは現行の財政法上許されることなのか、また、国債発行の限度額を決める際、市中消化という歯どめをなくしてしまうことにはならぬのかどうか、こういった議論が出てくると思ひます。そういう問題も踏まえてひとつお願いしたいと思ひます。

時間でございますから、もう一問あわせてお聞きしておきますが、地方自治体の剰余資金の運用についてでございます。

地方自治体の収入であります地方税、地方交付税は、年度を通じてほぼ平均して入ってくるわけではございませうが、短期の余裕資金が生ずるわけではございませう。そこで、昨年五月にCD、譲渡性預金が創設されて以来、地方自治体がこのCDを買い入れるケースが増えておりますが、このCDの発行枠及びCD発行残高は全国銀行ベースでは幾らあるのか、また今後ともふえる見通しなのかどうか。またこの発行枠は、自己資本に対する比率が二五％のとき二兆四千億、自己資本比率が四五％に達したときは四兆以上になると計算されております。私どもの計算では、CD発行残高は昭和五十五年二月末で一兆五千二百六十五億円ぐらゐになると言われておりますけれども、これは事実なのかどうか。

また、特に大都市だけにこういった問題が集中してきたのでは非常に困りますので、その一枚当たりを五億円以上となつておるのを一億円以下にできないのかどうか。そしてこの期間が三カ月以上六カ月以内に限られておりますが、これをもう少し多様化する考えはないかどうか。これが中小都市に対する八％という非常に高い金利を目当てにした財政確保の一つの手法としての選択権を与える方法だと私は思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

○竹下国務大臣 最初にお断りしておきますが、CDの運用の問題は、現在五億円、こういうことになっておりますが、いまいかなり突っ込んだ御質問でございましたので、事務局からお答えをさせていただきます。

そこで前段の、サウジ等いわゆるオイルマネーの還流についての物の考え方についてのお尋ねでございますが、この問題は、私もお許しをいただければ今月末にIMFの暫定委員会へ出席させていただきますところでございます。

す。そして、サミットの準備会議等で今日、財務官等を派遣したところでございますけれども、何しろいわゆるオイルマネーのリサイクリングという問題につきましては相手のあることでございまして、いろいろな勉強をしておりますけれども、いま委員御指摘になったような問題は全部、わが方の勉強課題としての重要ポイントばかりでございます。が、いまの段階でそこまで踏み込めるだけの準備はできておりません。したがって今日は、表敬程度という言葉を悪いのでございませけれども、実際の把握というものにもう少し精力的に時間をかけてみようという状態であることももってお答えの範囲をお許しいただきたいと思ひます。

○宮本(保)政府委員 CDのことについてお答えいたします。

二月末残高の一兆五千二百六十五億円、これは先生御指摘のとおり、全国銀行の数字の残高でございます。それから、発行の枠の話でございますけれども、現在自己資本の二五％ということでございまして、二兆四千億であったわけでございしますが、この四月から自己資本の五〇％に枠を広げました結果、全国銀行で見ますと約五兆円になっております。

それから、この制度をもう少し活用して地方公共団体の余裕資金の運用に向けられるようにしたかどうかという御提案でございます。ただこの商品は、短期の金融市場を育成いたしまして、その金利を自由化していくという一つの商品でございまして、そういう意味におきまして、ある程度ロットが大きくなりませんとこの商品はなじみませんので、一応現在五億円というところになっておりますし、あるいはその期間につきましても三ヶ月以上六ヶ月未満となっておりますが、こういう点につきましては、このCDの発行状況を十分見ながら今後、これを下げていくとか、あるいは期間を延ばすとかもう少し縮めるとか、こういう問題につきましては今後の検討課題ということでございます。

○小川(新)委員 時間が参りましたので、これで御無礼させていただきますが、地方財政の本旨と申しますか、大幅な財源不足を生じているこの交付税法第六条の三の二項についての見解は、先ほど細谷先生からすると細かく御質問がございましたから、私はあえてこの問題には触れませんでした。でも、地方自治の憲法九十二条という大きな観点から見たときに大蔵大臣は、地方自治の本旨という立場から地方財政、特に交付税法、こういった問題をどのようにとらえておられるのか。ただ財政的な問題が先行しているところに今日のいろいろな議論が出てきていると思ひます。特に地方の問題として地方制度調査会に進んで大蔵大臣も御出席あられて、本来の財政の仕組みや地方と国との問題についてのお立場をお述べになる機会を私はぜひとも持っていたきたいと思ひますが、地方制度調査会の一員として、このことは会長に御進言をさせていただきたいと思ひておりますが、その前に、いま言ったような憲法から見た大きな問題点について御見解をお尋ねいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○竹下(国)大臣 地方自治のあり方の問題については私も決して人後に落ちないと思ひております。ただ、今日の課題といふこともおっしゃいましたようなこの財政の中で、どう調和を図っていくかというのが当面は考え方のぎりぎりの限界ではないかという中にまさに苦悩し苦悶をしながら、国民の理解を得て本来あるべき姿にできるだけの早い機会に返っていかねばならぬというふうに思ひます。

それから、地方制度調査会等への出席の問題等につきましましては、これは私の方から進んで出席させていただきますと言ふ性質のものではなからうと思ひますけれども、それは当然、私も勉強させていただきます。ただかねればならぬ大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

○小川(新)委員 終わります。

○塩谷(委)委員長 三谷(秀)治君。

○三谷(委)委員 大蔵大臣にお尋ねします。

交付税法の附則の八条で、六十一年から七十年に及ぶ臨時特例交付金の額が決定されておりますが、この残る半ばの地方負担分はどうなるのでしょうか、これをまずお聞きしたいと思ひます。

○吉野(政)政府委員 交付税特別会計の借入金につきましても地方負担分でございますが、当然のことながらそれにつきましては今後、毎年度の地方財政計画の策定を通じて措置をされるというふうに考えております。

○三谷(委)委員 この地方負担分は何らかの財源が付与されなければならぬものである。たとえば地方税のしかるべき移譲が行われるのか、あるいは交付税額がふやされるのか、何らかの措置がなければ、地方は何の財源も持っておるわけではございません。これは財政需要額と財政収入額の差額の補てんの手段としてとられたものでありますから、国が半ば持つというのとはわかりますが、あとの半ばは地方が負担をする、その負担の財源はどこから出るのか、どのような処置でその財源をつくらうのか、このことがなければこれはまともな一つの処置として考えることはできませんが、その点はどうなんでしょうか。

○吉野(政)政府委員 お尋ねの御趣旨は具体的に、たとえばそれが税収によるのか、税収によるものとすればいかなる税目によるのかといったようなことかと存じます。これは地方交付税特別会計あるいは地方財政の債務についてののみならず、現在国が発行したしております大量の公債についても、この国会におきましてもしばしば御議論のある点でございます。膨大な公債を抱えて国は一体いかなる財源で償還をしていくのか、その財源調達計画というものがあつてしかるべきではないかというふうな御議論でございます。

とが前提にならなければならぬわけでございしますが、長期にわたつてその具体的な見通しを立てるということは、現時点におきましてはきわめてむずかしい、むしろ不可能に近いというふうに考えているわけでございまして、そういう意味から、具体的な償還財源をお示しすることは困難であるというふうに申し上げて、御理解をいただくようお願いしているわけでございします。

○三谷(委)委員 そうしますと、お先真っ暗な全く返済計画のない借金を累積する、これがつまりいまの政府の地方財政計画なんではないか。そして先ほど大蔵大臣は、地方財政の問題を言う場合に国の財政の問題を言わないことに考えておるとおっしゃいましたけれども、これはまさにそのとおりなんです。国の財政をどうとかいうことは、いまここでは言う場所じゃありませんから言ひません。国の財政問題全般を論議するとなつて、高度経済成長政策に基づく金融あるいは税制、予算、そういう制度全般について論及しなければならぬものであります。これはここで議論をする余裕はありません。しかし、自民党が選ばれたのは、高度経済成長政策に基づいて、税につきましましては特例的な減免措置をとっていく、予算は産業基盤中心の建設公共投資を重点とする、そして金融制度を充実するというふうなやつてこられたわけなんです。ですが、その結果、地方財政も行き詰まってきた。それは自民党の政策選択によつた結果でありますから、したがって、いまここで国の財政がどうこうということをおっしゃるのは論理が通らぬわけであります。

しかしながら、地方財政問題、地方自治問題はそれとは別個にきつちり解決してもらわなければならない。これがいまの憲法のたまえでありまして、地方財政法や地方交付税法に明らかにされております地方自治の本旨だとか地方財政の自主性、そういう言葉が数多く使われておりますが、そういうものだと思つておるわけであります。国

がこの八条の三で負担すべき額を明らかにされる際には、地方はどのようにしてこれを持つべきか、これを返済すべきかという方針を示してもらわなければ、国家から出す臨時だけはこれとこれとである、しかし地方の負担する財源は何か、これは何もわからぬ、お先真暗である、これでは少しひどいじゃないですか、大臣。どうお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 私がお示ししておりますのは、少なくとも地方自治の本旨とかいうものに対応していく場合に、国の財政がこの状態であるからそれはとてもできないことであるという、国の財政に藉口した形の政治姿勢は持つべきではないということをお示し上げたのであります。しかし、地方の苦しいこと、これは私も十分理解のできるところでありますので、現実問題としてさればどこにその調和点を求めていくかという議論になりましたときに、たび重なる議論の中で、結果としていま御指摘のような措置をとっておるといふふうに御理解をいただいで、将来の問題はまるつきり出たとご勝負でやっておるといふことではなくして、今後の財政等々経済全般にわたるところの各般の見地からしてこれに対応していかなければならぬ課題である。いま特定のこの税目をもって補てんしますとか言うべき性格のものではないのではなからうかというふうに考えておるところであります。

○三谷委員 国が交付税特会の借入れについての半額負担分の返済計画をこの交付税法の中でお盛りになって、ここに明らかにされておる。しかし、全体の問題はこれで終わるわけじゃないのです。国がそういう交付税特会の借入れについての返済処置をお決めになるときは、地方の方はどうしてやるかということもあわせて明らかにされる必要があるものだ。国の方だけは臨時を出してやる、地方の方はどうするのか、地方の方はこれからだ、先のことはよくわからぬけれども、そのたびそのたびでやりやうというところ、これは計画としても展望としても全く不明

確なものでありますから、これでは困るのではなにかというところを申し上げておるわけでございます。

そして、時間の関係がありますから一つ一つのお尋ねはできませんけれども、たとえば今日における交付税の実率といいますが、国税三税に割り戻しました交付税額、これを見ますと、もう五十二年以後四〇％になっていきます。こういう処置がずっとなされてまいりました。そして、国税総額における比率をとってみますと、大体三〇％、これは多いときには三三％になっておりますが、それぐらゐの実率の比率になっておるわけでありす。そして、先ほどお尋ねがありましたように、交付税法の六条の三の二項であります、これこれの場合には税率の改定あるいは制度の改正を行って、その基準財政収入が基準財政需要に及ばないところを補てんをするという規定があるわけでありすから、この法の規定に従った処置を当然とてもらう必要がある。それがとれないというのはどういふことなのかよくわかりませんが、それをいま私が申しましたように、国の財政が行き詰まったからというところでやってもいいですと、地方にとっては何の責任もない責任問題だけを転嫁されてしまっていくということになってくるわけでありすが、このところ、どうも論理的に私どもよく理解ができませんので、お尋ねしたいと思つております。

○竹下国務大臣 国と言わず地方と言わず、確かに財政という問題、端的に申しますならば恐らく五十五年度末の公債発行額等を見ますならば、国、地方合わせれば百兆円程度になるのではなからうかというふうに思ひます。したがって私は、財政というのは総合性の中に存在するものでありますだけに、国がこうだから地方はだめだといふべきものではなく、絶えず地方自治の本質といふものに対応する政治姿勢といふものは持つべきであるけれども、はいえ、地方そのものが全体の財政再建の中のいわゆる例外に置かれるべきものではない、そこに理解と協力を求めながら、将来

われわれとしていかなる対応策をしていくかというところが、これからのお互いの課題であるといふふうに私は理解をいたしております。

○三谷委員 抽象的でよくわかりませんが、自治省が発表されました地方財政収支試算を見ますと、これは昭和六十年におきましては、三兆六千二百億の地方税の増税というものが不可避になっております。これは毎年度増税が行われまして、五十九年度が三兆二千億、五十八年度が二兆一千億、五十七年度が一兆二千億、こういう計算になっておりますが、これはどのような税金をお考えになっておられるのか。つまり、いまの交付税特会の借入れなどの処置、これがこのような税金として新しく国民に転嫁されてくるということになってくるものでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

○矢野政府委員 先般お示しをいたしました地方財政収支試算における税収の見積りにつきましては、御承知のように、暫定試算に基づく租税負担率の上昇というものを前提とし、また、現在の国、地方間の税源配分に変更がないという前提のもとで試算をしたものでございまして、その内容につきましては具体的な増税の計画といふものを持つておるものではないのでございす。

○三谷委員 そうしますと、この収支試算といふものは何ら具体性のあるものではないというわけでしょうか。そうしますと結局、いま累増する地方債あるいは交付税特会の借入れ、こういうものが年々膨張していくわけでありすが、それを基礎にしまして出されました収支試算、これは結局、この試算で見ると住民に対する税の増強という結果になってくるわけですが、方向としてはその方向を示しておると見ざるを得ぬわけですが、そういうことなんでしょうか。

○矢野政府委員 繰り返すにしまして恐縮でございますが、先ほど申し上げましたように、国の経済計画といふものを前提にして試算をしたところの見積りもございすので、したがいまし、国の経済計画の暫定試算におきまして租税負担率が上がってくるということを見込んでおる、その姿を反映しておるものでございす。

○三谷委員 四月十日の当委員会が自治大臣は、総選挙の結果、地方消費税は国民から否定されたとおっしゃいましたが、大蔵大臣はどういう御見解でしょうか。

○竹下国務大臣 これは私も国会で御決議をいただきまして、その国会の御決議というのは私は、大蔵専門家の方がお集まりになって、工夫しておつくりになった決議であるといふふうに理解しております。政府が中期答申に基づきまして諸準備を行いましたところのいわゆる一般消費税（仮称）といふものを財政再建の手法としてはとらない。ただ、この消費一般にかかる税そのものが否定された場合、そういうものがこの税制といふものの体系の中にもあるいは学説の中にも、その消費一般にかかる税金そのものが否定されることはいかかであらうかということから、いわゆる一般消費税（仮称）という手法をとらずして、各界各層の意見を聞いて、歳入歳出両面からして財政再建の手だてを模索する、こういう御決議の趣旨になっておるわけでありすので、私はその御決議をそのまま素直に受け継ぐべきでなからうか。いわゆる一般消費税（仮称）と同じものがあれば、五十五年は別として、五十六年に採用できる環境にあるとは私も思ひません。

○三谷委員 どうも大臣のお答えは、非常に該博な知識をお持ちでありますから広範囲にわたりますして、私どもの頭では理解を超えるような余韻があるわけでありすが……
そうしますと、いまの国の財政経済計画から割り出しますと、地方財政の五十五年度ベースによる収支試算といふものは増税が避けがたい、増税を考へる以外には手法がないということになり、その試算の結果、いま申しました地方税の増額といふものが毎年度におきましてここに示されておるわけでありすが、結局、これは格別の具体性のあるものではないとおっしゃいますけれども、とにかく試算をつくらんとすれば、こういう試

算以外には組み立てようがないという状態になつておるわけのものをしようか。そうしますと、これは自治省がこういう試算をしたということ、基本的には、国の財政やあるいは経済の計画によるものでありますから、これは国の計画の延長路線のものでありうふうに考えるべきものでしょうか、どうでしょう。

○土屋政府委員 先ほどから御議論のございます五十五年度の地方財政の収支試算というのは私どもとしては、できるだけ中長期的な見通しに立つて適切な運営をすべきだと考えておりますが、現段階ではそういったものとして頼るべきものは、経済審議会の企画委員会でおつくりになりました昭和六十年経済の暫定試算、暫定的な姿を描かれて、それで六十年におけるものもその経済指標、そのときにおけるいろいろな水準というものが示されておりますので、そういったものを手がかりに、また、その際における国民の租税負担率が二六・五％である、そういうことを前提として、そういった水準と五十五年度とを等率に結びつけた形で一つの試算をしたものでございまして、そこで示された姿に到達するのを等率で見れば、こういう形になるんだということでございますから、具体的な各年度のものはそれぞれ、こういうことにしたいという明確な政策を示すわけではなくて、むしろそういった過程においてここで見込んでおりますいろいろな歳出動向というのがどうなるのか、あるいはまた税の動向がどうなるのか、そういったものもその要素を見ながら、私どもとしてどういうふうにして財政運営をしていったらいいかという、一つのまさに手がかりとしての試算でございます。したがってその中において、いまのような指標に近づかためには、一応の増税という形のものもございすけれども、この年度でこれだけ増税をするという具体的なものではなくて、あくまでも六十年に近づけるにはそういう形になるが、それがいいのかどうなのか、そういったことも含めて中身についていろいろ検討する、まさにそういった意味での資料であると

いうふうに認識しておるわけでございます。○三谷委員 いろいろおっしゃってありますけれども結局、現状で地方財政の収支の展望をつけようとするけれどもこれしかないということよりとうとうありまじやない。他にほかの計画などが並列的に出ておればそれは別であります。これによりまして、増税というものが非常に大きな比重を占めておるわけでありまして、こういうことが今後実際に追求されるものとしますと、これは大変なことであります。これは国の国債などの償還に伴います国民負担というものも考えになっておるようでありまして、それから、地方債やあるいは特会の借入金金の返済等というものが地方税の増収になつて、ダブルパンチになつてかかってくるというふうになつてきますと、これはいまの国民の状況からしまして負担能力を超える額に達するといふふうに思いますが、その点、大臣はいかがでしょう。

○竹下国務大臣 財政収支試算、これは国と言わず地方と言わず、新経済社会七カ年計画、御案内のとおりでございます。これは昨年の二月閣議決定されたものでございまして、それを年々見直そうというので、簡単に言いますとフォーアアップ作業というのを行つておるわけであります。そのフォーアアップ作業というものが五・七であったものを五・五に落とした。名目が二〇・三であったものを一〇・六に上げた。それから鉱工業生産指数五・六を五・八とした。それから卸売物価を三％程度としたものを五％程度とした。そうしてその他の問題につきましては、公共投資がおおむね二百四十兆とか社会保障移転の対国民所得比が十四カ二分の一、租税負担が二十六カ二分の一等々の現計画に基づいて、そうして、それを前提に置いて各年度均等的にグラフをつくつてみればあのようなものができる。したがって、これはやはり地方財政計画なりあるいは国の予算などの審議をしていただくための一つの手がかりとしての価値というものは、五年間続いてやつたわけであります。

から、それなりに評価していただけたときもあつた。しかし、これはだめだから財政計画そのものをつくれというふうな御要請もきつく、そしていま財政計画そのものの作業に取りかかつておりますが、これは他の国々におきまして、それをつくるためには十年かかったとかいろいろな歴史がありまして、むづかしい問題ではございすものの、鋭意部内で検討を進めていこう、こういう段階になつておりますので、これが増税計画そのものを示したものでないといふふうに御理解をいただきたいと思います。

○三谷委員 時間が参りましたけれども、交付税率の引き上げ、これは急いでやるべきだ。それで、財政の問題をしばしばおっしゃいますけれども、一つの考え方は、歳出の純計を見ますと、地方が七、国が三ということはもう数年来明かな事実であります。幾らか端数があります、三・三かあるいは六・七か。これが歳出純計です。ですから、実際には国から財源が地方に移転をされていく。その移転されますのいろいろな名称があるわけであつて、交付税もあれば負担金、補助金もある、あるいは譲与税もある。いずれにしてもこれは移転されている。その移転される中で、交付税率の率を引き上げて一般財源を強化するという処置をとりますならば、全体の財源がどうかこうとかいふことにはならぬわけであつて、そういう処置をとつてもいい。これがとられていきますならば、それが交付税をふやしたら補助金が足りなくなつてくるじゃないかといふふうな議論があるかわかりませんが、補助金が足りない分はそれはそれで国のベースで検討してもらおう。地方の問題としては、一般財源を確実に保障するという処置をまずとるべきだと私は思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○竹下国務大臣 私は国が分担すべき行政、そしてまた地方で分担されるべき行政、そこにおいていろいろな議論があるところであると思つております。だから、可能な限り自主的に、いわゆるひもつきでない財源を付与すべきであるといふその考

え方は、私は決して否定するものではございません。ただ、現下の厳しい財政事情の中で私どもは、いま交付税率そのものに手を染める環境にはないといふところで、このように国会の問答等を通じてながら御理解と御協力をいただきつつ、行政府は行政府として、大蔵大臣、自治大臣あるいは両省の事務当局等が知恵をしぼりながら対応しておるの、今日の現実的な姿であるといふふうに御理解を賜りたいと思ひます。

○三谷委員 これは三二％になりましたからすでに十五年を経過するわけでありまして、その間、交付税率の引き上げの問題は、懸案の事項として繰り返し議論されてまいりましたし、決議等もなされてまいりました。今日におきましてそういう環境でないとおっしゃいますけれども、そういう環境でないといふのは何を根拠におっしゃつておるのか、恐らく国の財政がどうかとおっしゃると思うのです。ですからそのところは、もう十五年もたつて、しかも異常な地方財政の行き詰まり状態が明らかになりましたからすでに六、七年になるわけでありまして、これは法律に基づく処置を適正にとつていふのが政府の責任であつて、そうでなければ余りにも無責任であり、無能である。結局、この地方財政の破綻といふのが国家財政の破綻といふものです。これは自然的なものではない、自動的なものではない。要するに政策が選ばれて、その政策を執行された結果あらわれてきた破綻でありますから、この破綻の責任を明らかにするといふことは当然やつてもらすべきものであつて、そのためにはまず、さつき申しましたようにいろいろな点がありますが、それを考えながら、国から地方に移す財源の中で交付税率の率を上げてもらうことをやつていただきたいと思います。それがいいかどうかわかりませんが、それから、時間の関係でもう一つお尋ねしますが、五十二年の三月十五日に施行された廃棄物処理法の施行令によりまして、地方自治体ごみ処理の最終処分を委託する場合、業者に処分場所や処分方法を示さなければならなかったのです。

しかし、実際には処分地を持っていない自治体が大都市周辺におきましては圧倒的に多いわけであります。そこで、いままでは業者委託をして不法投棄をして、法令違反をやったわけでありまして、これは有罪廃棄物が無計画に廃棄された結果、厚生省、環境庁両省の調整が行われまして、そして大規模の最終処分場を首都圏と近畿圏につくろう、こういう方針が決まりました。そして調査費が五十三年以来計上されてまいりましたが、これは公団をつくるというふうな要求がありまして、その費用が認められないという結果になったわけでありまして、このごみの問題について大蔵はどのような御見解であるのか。公団、必ずしもそれでやらなくちゃいけないという性質のものではありませんが、どのようにしていわゆるフェニックス計画を実行するというお考えなのか、これをお尋ねしたいと思います。

○竹下国務大臣　まず、ごみの問題につきましては、詳しくわかりませんので、これは事務当局の答弁でお許しをいただきたいと思ひます。

そこで、最初の点でございますが、にもかくにも、いろいろ模索し苦悩しつつも地方財源不足額について、臨時地方特例交付金の交付、交付税特会の借り入れ及び建設地方債の増発ということで一応、それなりの完全補てんをするというのが、いまの場合私どもにとっての至上命題であつた、その工夫の結果を御理解と御協力をいただかなければならない課題であるというふうに最初の点は考えます。

ごみのフェニックスの問題につきましては、事務当局からお答えをいたさせます。

○吉野政府委員　フェニックス計画に関連いたしました廃棄物処分問題でございますが、私どもも首都圏あるいは近畿圏におきまして廃棄物の処分をどうするかという問題につきましては、いずれにいたしましても関係の地方公共団体あるいは関係各省にとりまして、非常に重要な検討課題であるという考え方を持っております。ただ、五十五

年度予算要求いたしましたして厚生省それから運輸省から、それぞれ別途の公団設立の要求があつたわけでございますが、私どももいたしましては、行政改革を積極的に推進していくような形で対応いたしますので、公団の新設というような形で対応をするということにつきましては基本的な問題があるのではないかと一つ。それから、それから、一点は、厚生、運輸両省それぞれ同じような要求があつたわけでございますが、結局、両省間で調整がつかないというところもございまして、五十五年度予算の要求には応じなかつたというところでございまして。

しかし、冒頭申しましたように、この問題の重要性はそれなりに認識をいたしているつもりでございますので、それぞれ厚生、運輸両省に調査費を計上をいたしております。私どももいたしましては、両省の検討の結果を踏まえましてよく御相談をしてみたい、かように存じております。

○三谷委員　運輸、厚生両省にお尋ねします。五十五年度予算については両省から、公団新設要求という形の広域処分場推進計画が出た。しかし、これはいまおっしゃいますように退けられた。今後、推進形態が公団方式がいいかどうかも含めまして、両省はどのような展望を持っていますか。両方が引張り合いをしたために事業がおくれてしまつたということになっていきますとこれは本末転倒でありますから、この点はどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○小林説明員　首都圏、近畿圏を初めいたしまつた大都市圏の廃棄物の最終処分空間を確保していただきますために、規模の大きな事業でございまして、まず、事業主体を確立を具体的な検討に入っていくべきだと考えております。そのため現在、事業主体のあり方等を中心に鋭意検討を進めているところでございます。運輸省を初め関係者とも十分協議の上検討してまいりたい、このように思っております。

○高田説明員　廃棄物の処分に関しましては、陸上処分地の確保が非常に困難になつておると

いうことから、海面の埋め立て処分に関心をもちたいというのが現状であらうか、そう考えます。こういふ要請が今後ますます強まってくるものと考へておりますので、そういう要請に対応すべく運輸省といたしましては、現行制度で持っております廃棄物の埋め立て護岸の整備、これをなす一層促進するとともに、関係者が共同で利用できる広域的な廃棄物埋め立て処分場、こういったものについても、関係省庁と十分連絡をとりながら今後積極的に検討を進めてまいることとしております。

○三谷委員　聞いたことについてお答えになつていないわけですが、いま聞いた範囲ではお互いまだけつばり合つています。厚生省は厚生省で、いろいろ他省庁と連絡をとりながら言つていられるけれども自分流の主張をしているし、運輸省も同じことをやっていますが、自治大臣、これでは困るのは地方自治体です。ごみの始末に困つてしまつて、大阪などはどんだん山間部を持ていってほかにしてある。有毒廃棄物なんです。こういう状態ではじんとして日を送るとこれはえらいことになりまして、大臣の方もひとつあつせんを願つてまとめてもらつて、来年度から事業に着手ができるようにお願いしたいと思ひますが、いかがですか。

○後藤田国務大臣　大都市行政で一番肝心なうちの一つは廃棄物の処理の問題だと思ひます。ただ、いま両省の話をここで初めて私、聞いたのですが、全然考えが熟しておらぬように思ひます。もう少し関係省庁よく協議しまして、できるだけ前向きで検討してまいりたい、かように思ひます。

○三谷委員　終わります。

○塩谷委員長　河村勝君。

○河村委員　先ほどから地方財源不足額の補てんの五十年以来をやつていられる対策についていろいろな角度から質疑がありましたが、正直言つて満足な答えがない。とうていいきよこでどうこうという問題にもなるまいと思ひますので、余り細

かい質問は避けませんが、大蔵大臣の答弁で、多少少しでもこれから何か解決の展望でもできるきっかけにでもなるような返事があるのかと思つて一生懸命聞いていましたけれども、どうも言葉のあやだけでさつぱりなさうであります。

おっしゃるのを聞いていますと、国の財政難に藉口するような政治姿勢はとらない、それから、地方自治の本旨というものは大切にせねばならぬ、そこまではいいけれども、地方財政といえども国全体の苦しい状態の枠外に出るものではないから、そこで大蔵、自治でお互いに話し合い折れ合つて、一致点を見つけてやつていくしかないのだということであれば、前段の財政難を藉口しないというのも地方自治の本旨を尊重するというのも消えてしまつて結局は、もう大変苦しいのだから、この辺で折れ合つてやろうじゃないかということしかないので、それとも、大蔵、つづな文句をお使いになるからには、地方自治の性質からいって、いかに国の財政が苦しくても、そういうつづなでもいまいましい矛盾したやり方を続けていくわけにはまいらないから、苦しい状態が続いておつても早晩、何かの手を打たねばなるまいという意味でおっしゃつていられるのかどうか、その辺のところをもうちょっと正確に答弁をいただきたい。

○竹下国務大臣　河村委員、私のお答えを的確にしかも端的におまとめいただいたの御質問でございますが、私はその御指摘になつたとおりでございます。私自身が絶えず申し上げておりますことは、あるいは御質問の趣旨に沿わないかもしれせんけれども、いわゆる国の財政、すなわち大蔵省万能的な物の考え方の政治姿勢というものは改むべきものであるという考え方を持っております。それが私の表現の中にそのような形であるいはあらわれたかもしれせん。しかし、大蔵省へ参つてみますと、査定などという言葉は、部内のみずから査定するということや立場で使われた言葉であつて、あくまでもその予算の調整権の中にあるべきだという基本姿勢は、歴代ずっと見て

みますと、それなりに貰かれておる状態だという認識を私は持っております。したがって、あくまでもそうした姿勢で臨まなければならないという基本的なスタンスをまず申し上げたわけであり

そこで、現実の問題においては、後段でも御指摘のございましたように、その協調融和の中で、現状はどの点でもって調和点を求めるかという点にいかざるを得ない、それだけの厳しい環境であるというふうに思います。しかし、国全体がそうであっても、まず一番大切なのは当然のこととして国民であります。そうして、最も近いところにあるものが国民のニーズを一番よく知っており、というような観点の姿勢を、これからは貫くべきであるという趣旨で私は申し上げておりました。現在、手品のように何かすばらしい発想が出てくるというふうな環境にはないし、私にもその能力はないというふうにご考へておるところであります。

○河村委員 国と地方とが折れ合うところまで一応認めるとしても、二兆五百五十億のうち、半分がさっきから話が出ておるように建設地方債、半分が地方交付税ということにはなっているけれども、地方交付税特会の一兆二百五十億のうちそのまた半分は国が持つけれども、あとは地方ですね。そうすると、折れ合ったと言うけれども、半々じゃなくて二対一ですね。これではやはり、国の方が苦しいから、国の方の泣き方は地方の半分、地方の方が三分の二泣けということと同じじゃないかと思いますが、そんなことで折れ合ったということになるのでしょうか、いかがでございますか。

○竹下国務大臣 いまの点だけを御指摘いただければ、私はそのような議論もなし得ることであると思っております。ただ、総体的に一般財源というものがどのような形で地方の行政の中に位置づけられておるかという点を見ますと、とにかく、財源不足額というものを何とか完全補てんをするという点におきましては、現状においては

まの姿がぎりぎり、理解と協力を求めているかなければならない問題ではなからうかというふうには私は認識をいたしております。

○河村委員 御返事よくわかりません。わかりませんが、五十三年度の地方財政対策をつくる時につくられた五十二年十二月二十三日の大蔵大臣と自治大臣との覚書がありますね、これは現在でも生きておるのか、それから、これをまだ当分生かして続けていくつもりなのか、どうなんですか。

○吉野政府委員 ただいま委員御指摘の五十三年度の地方財政対策を策定いたしました際の両大臣の覚書は、これは昭和五十三年度の地方財政対策に関連しての覚書でございます。そのままだ継続しているかという御質問へのお答えになるかどうかでございますが、その後、昭和五十四年度におきまして、それからまた昭和五十五年度の地方財政対策を決定いたしました際にも、ほぼ同趣旨の覚書をそれぞれ毎年度、両大臣間で取り交わしていただいております。

○河村委員 毎年度つくるなら、五十三年度が一番最初のときですが、昭和五十三年以降地方財政が好転し云々するまでの間、各年度の対策はこうするのだということになっていきますね、これは一体どういうわけなんです。毎年度つくるものなら、あんなこと書く必要ないじゃないの。

○吉野政府委員 失礼をいたしました。昭和五十三年度の覚書には、ただいま御指摘のような「昭和五十三年以降、地方財政が好転し、あるいは地方財政制度の基本的改正が行われるまでの間」ということで、幾つかのポイントを覚書の形で書いてございまして、御承知のようにこの部分はその後、五十三年度予算と並行いたしました法律事項にされてございまして、以後、五十四、五十五年度の覚書を交換していただく際には、すでに法律事項にもなっておりますのであえて記載をされていない、こういうことでござい

○河村委員 それでは、本質的な問題はとも確

たる答弁はいただけないでしょうが、交付税特会が資金運用部から金を借りて、国の負担部分ですね、これを五年据え置き、十年賦で国が償還をする、それを特例交付金で返していく、一体なぜこんなややこしい手口をいつまでもやっていけないばならないのか。国債を発行して資金運用部に持たせれば同じことですね、なぜこういう妙なやり方をしなければならぬのか、特別な意味があるのですか。

○吉野政府委員 地方財政対策を考えます場合に私どもは基本的には、いわゆる財源不足額につきましては、できるだけ地方債の増発によって対処していただきたいという考え方を持っております。でございますが、その残余につきましては御指摘のように、交付税特別会計で借入れをして、その後、これを計画的に償還をしていくという形をとっているわけでございます。

国が公債を出して、その分だけいわば純粋の交付税として措置をしたら同じではないかという御質問でございますが、私は考え方として違うというふうにご考へております。つまり、交付税特別会計で借入れをいたしまして、それに対して二分の一が国が負担をするわけでございます。これが法定化をしてルール化されているわけでございますが、残余の二分の一はいわば交付税特別会計の負担において返すというものでございます。したがって、この交付税特別会計での借入れにつきまして、国が借入れの償還について二分の一を負担をするというところでございまして、あくまで国が本来的に交付税という形でストレートに対策を講じたものではない、そういう意味で考え方が違っている、かように考へております。

○河村委員 ヘ理屈みたいなもので、交付税特会が資金運用部から借りる金の半分は国が負担する、半分は地方自治体が負担するんだから、その国が負担する半分の分はどっちみち後で償還のときには特例交付金で賄うなら、国債を発行して特例交付金を支給した方がよっぽどきれいだし、結果は同じことでしょう。だから、その考え方とい

うのは一つのヘ理屈みたいなものであって、つくろ際にはほかに何か実質的な意味があったのではないかと私は思いますが、特別な理由はなかったのですか。

○吉野政府委員 繰り返しになって恐縮でございますが、交付税特別会計の負担においてまず借入れが行われて、それが交付税として地方公共団体に配付されるわけでございます。その償還につきまして、国が二分の一負担しているわけでございますが、それはあくまで交付税特別会計の借入れの償還について、国がどの程度負担をするかという問題でございまして、国がストレートに交付税として地方団体に交付をするというものと考へ方において差異があるということでございます。

○河村委員 しかし、それは全くそれこそ地方自治の本質を忘れたものであって、本来、基準財政需要に対する不足額というのは交付金でもって賄うべきものだ。だから賄われる部分は当然、優先的に通常の交付金にすべきであるが、一步譲って、それが三二%を要したくなければ特例交付金でもいい、まず賄う。そして足りないところを、それは仕方がないから、地方自治体が資金運用部から借金をするというのが筋道じゃないですか。その理屈というのは、何にも理屈にはならないでしょう。大蔵大臣、そう思いませんか。

○竹下国務大臣 河村先生の御発言を聞いておれば、まさにそれも一つの見解である。そして、いままでの経過を聞いてみると、私も説明を聞いただけでございましてけれども、それができたときからの経過からすれば、現状における一つのやり方かなというふうな理解の仕方ではございまして、完全にはいまの議論を消化する能力が、現時点においては私にございません。

○河村委員 だけれども、さっきの主計局長の説明を聞いてみると、財源不足額があったら、それは地方自治体が借金して地方債で賄うべきものだ、それがたてまえだ、こう言うのでしょ。そいつは全然話が逆でしょ。

まず国が本来、この差額を交付金として補うべきものだ。それが本来のたてまえなんだ。だけれども、地方交付税率を三二%をアップしたくないというところで、一部は現に特例交付金を使っておるわけだ。だから、特例交付金を出してはいかぬという理屈は何もない。そんな妙な借金制度を使うよりは、同じ結果になるなら、国がまず国債を発行して、それで特例交付金としてその分を交付すれば、その方がよっぽど地方自治の本旨にかなうんじゃないですか。地方交付税法の法則にもかなうわけだ。そうでしょう。

だから、私は全部国が持つと言っているわけではない。どっちみち半分は国が持つて、償還する際には特例交付金で償還するんだから、それならその分を初めから出しちゃったらいじゃないか、同じことじゃないか。だから、別段これで国の財政負担がふえるわけでも何でもないんですよ。それならちゃんと筋道とおりやった方がよろしいし、かつ手間も省ける、わざわざ資金運用部から借りてそれを年賦で償還するなんて妙な手続をとらなくても。そういうもんじゃありませんか。

○吉野政府委員 御指摘のように、全くそのそばん勘定だけで申しますれば、交付税特別会計の借入金のうち国が負担すべき部分、これを公債という形でまず国が借金をして、それを国が順次償還していくというのと、その部分を交付税特別会計の借入金にしておきまして、その借入金の償還の都度国が負担をしていくというのは同じことにならうかと存じます。ただ、これもまたことに繰り返して恐縮でございますが、交付税特別会計と一般会計とは会計を区分をして経理をしているわけでございます。それで基本的には、地方に交付されるべき交付税は交付税特別会計で処理をされるべきものでございます。そういう基本的な考え方に立ちまして私どもは、交付税特別会計での処理をまず考えるべきである。その場合に、交付税特別会計が資金運用部資金から借り入れの余地がございませう場合には、その借り入れによって交付税特別会計自体がともかく賄ってお

く。その借入金につきましてその後、交付税特別会計の負担の状況を考慮いたしまして、その二分の一を特別に国が負担をする。そういうルールによつて処理をしていくのが、この一般会計と交付税特別会計と区分経理している趣旨にもかうのではありませんか、かように考えているわけでございます。

○河村委員 それは本末転倒だと言ふのですね。どっちみち特例交付金にしたところが特別会計に入るのだから、特別会計で処理することには変わりない。それなら、そばん勘定が同じなら本来、財政需要に対する財源不足は国が出すというのが約束事なんですから、だからそうすべきものなんだ。

大蔵大臣、これは本当は理由があるのですよ。五十二年、五十三年ごろというのは大蔵省が、一般会計に占める国債依存度を三〇%以内に抑え込むというのを至上命題にしていた。そうすると、わずかに何千億、あのときは幾らだったか私もちょっと、数字を見ればわかりますが、その分だけ特例交付金で交付すると三〇%超すのですよ。そうすると、この枠だけは死守したいわけだ。それだもんでこういうややこしい口口を用いたわけなんです。だから、そのときには大蔵省の立場から言え、いい悪いは別にしてそれなりの理由があったんです。それで三〇%を守れるもんなら守った方がいいという理屈もあつたでしょう。ところがその後、それは突破してしまつて、三〇%というのは防衛線の意味がなくなつてしまつた。マジノラインを越えてしまつたら、こういう微細な出入りというのは余り意味がなくなつてしまふ。そのときはそういうことがあつたから、こういうしちめんどくさいことを使つたけれども、もはやその意味がないんですよ。

そこはもとのところを言わないと、何でこんなことをやったのかわからなくなつてしまふんです。だから、そういうあれがなくなつたら、もちろん私は国債をこれ以上増発していいというつもりは毛頭ありません。だけれども、資金運用部

から金を借りて償還しても同じことなんです。それなら、交付金で賄えるものは賄つたらよろしいんで、これは大蔵大臣、ことはこれで仕方ないけれども、こんなばかげた回りくどいことはやらぬ方がいいですよ。本来なら国は、国債を出して特例交付金で交付する、残りの半分も地方債で賄つて、むしろ赤字は赤字ではつきりさせたい方が、これからの再建にはいいかもしれないと思うくらいで、もっと単純明快に扱つた方がよろしい、こう私は思うのですよ。お考えいただけませんか。

○竹下国務大臣 いま河村さんの御意見を聞きながら、河村さんが政審会長をしていらつしやる當時に、私も同じような説明を受けた記憶はあるんです。しかし、それは率直に言つて私、忘れておりまして、いまの御議論を聞きながら、確たる自信がないままにそういうことを想起したという感じはいたしますが、私も素人でございますから、ここでミスリードしてもなりませんので、十分勉強させてください。お願いします。

○河村委員 行政改革の問題ですが、この前予算委員会の集中審議のときに、財務局の下部機構である府県単位の財務部を全部やめたらどうだという提案をいたしました。これは地方分権という立場から、知事会等から非常に強い要求がある事柄です。とにかく、資金運用部の金を取り扱うというのを大義名分に、それで起債やら補助金の申請手続やらにむやみと介入をして、これが非常に邪魔になつてゐるわけなんです。それから、経済調査という名目でいろいろな要求をする。だからいまや極端に言えば、地方財務部というのはマイナスの要素の方が多いんですね、二重行政、二重監督。だから全部なくせという主張をいたしました。

かしこいぐらゐです。それは地方の抵抗はありましよう。むしろ全部なくすといへば逆に個々の抵抗はなくなるかもしれないが、二つあるのを一つにしるなんというのは非常に抵抗が多い。しかしそれにしても、九州にブロック機関を二つ持っている役所というのは大蔵省しかないですよ。もともとよけいなものだったんで、これを一つにするのは行政改革以前の問題ですわね。一体財政再建の最大の責任官庁である大蔵省がこんなことでよろしいとお考えであるのかどうか、それを伺いたい。

○竹下国務大臣 きょう実は法案が大体でき上がりました、南北の九州財務局を統合するわけでございますが、私も行政改革について河村さんの意見をたびたび聞かされておりました、一口に言え、まず隗より始めよということ、行政管理局と大蔵省がまず好むと好まざるにかかわらず隗にならざるを得ないかということも支分部局の問題においてやるわけです。これについても確かに大変な抵抗があるものだと思います。役人をしたことがないものでもすからと簡単に考えておりましたが、大変なものであるということをしみじみと感じました。しかし、これはこれでやらなければならぬと思います。

次に、六月末までに今度は府県単位のものに手を染めようということが、御指摘の昨年の十二月の閣議で決定いたしましたので、この点についていまから検討に入らなければならぬというふうに考えております。確かに、これは河村さん自身もそうであつたと思うのでございませうけれども、終戦後、雇用の場としてそれなりの存在意義というものは私はあつたと思ひます。しかし、これでいいと私も思ひます。まあ主たる業務であるのが三つあつて、いわゆる国有財産の管理と金融機関の指導と、もう一つは、言つてみれば国立資金運用部銀行業務とでも申しませうか、そういう点について、私なりにいま手がけなければならぬという姿勢でやつとこさ作業にかかりつつあるという状態でございまして、私もやつて

ただきたい。

○竹下國務大臣 これはやはり一つは、納税者の反対給付あるいは富の再配分とかいろいろな議論がございましょう。これに對しましては、とにかく地方税の税源が大都市に集中してある、これは実態、事実でございませぬ。したがって、たとえば私の出身県のようなところは、これは本場に政治家として恥じ入るぐらい担税力がない。そう言った場合に、そこにおのずから財政調整措置としての交付税制度というものがあつて、したがって納めた税金がそのまま受益者に——そのままといいか、できるだけ可能な限り多くのものが返されてくるという実態には、結論から言つてならぬのはやむを得ぬではなからうか、この点だけは私もそう思うのであります。

他の点につきまして、東京都の場合等考えてみますと、私はいままでの都政のあり方をとやかく申す考へはございませぬ、それはそれなりの都民の選択によつてそうした状態が存在しておつたわけでございますから。しかしながら、いまいろいろな角度でずいぶん財政再建に取り組んでいらつしやる。われわれも財政再建の参考にするためにお聞きするときに、本当に驚くほど——驚くほどという表現は適切でないかもしれませぬが、目を見張るようなそういう姿勢をお伺いすることは確かにできておると私は思います。したがつて、五十五年度の予算編成に当たりましては東京都の問題につきましては、四党の都議会の議員の方が、与党四党とでも申しましょうか、いらつしやいまして、私どももそれに対して時間を割いてかなり突っ込んだ議論を行ったところでありまして、ただ、現実問題としてさればと言つてみますときに、最初申しましたいわゆる富の再配分というものが国全体の立場に立つて行われていかなければならぬというところは、やむを得ないことではなからうかというふうに思います。

○田島委員 大臣おっしゃるとおり、確かに税金を出したからその何%はどこもかしこも平均に反対給付ということは無理なことだし、そこにはや

はり地方団体は地方団体、国は国なりの大所高所に立つてのいろいろな施策、行政があるわけですから、余裕というものは持たなければならぬことはわかりますけれども、私自身都議会に身を置いたことがあるのですが、東京都の行財政そのものの中にも大変まずいところがある。内部努力をいまして一生懸命やっておくことは私も大変結構なことだと思つておるわけですが、いまま東京都が一生懸命内部努力にがんばつて、同時にまた、財政再建のために知恵をしばつて、汗を流しているということも、東京都が府県段階での唯一の不交付団体として大変不利な立場にあることの追詰められた一つの動きだと思つております。

したがつて、ちよつと言ひ方を間違へると語弊を生むかもしれませんが、必ずしも東京都と同じような立場で言うわけではありませぬけれども、先ほどちよつと途中で申し上げたように、やはり不交付団体である程度の数をつくることは、地方交付税制度、地方財政制度を健全化するために必ずプラスになるのじやないかと思つております。交付されている立場よりも交付されない立場をつくることの方が、そこにお互いの努力が生まれてくる可能性が出てくるのじやないかと思つて。そういう形をつくるためには、いやでも税財源の再配分といひますかこれを考えないと、いつまでもたつても府県段階での不交付団体は東京都ただ一カ所、こうなつてしまふ。そこらのところを大臣に、いまずぐとは言わぬけれども、方向としてお考えをいただけないかどうかということ。

それから、先ほどちよつと申し上げましたが、それについてはお答えがなかったからあるいは私の意見に同調していただいたのかなと思ひますが、たびたび議論になる六条の三の二項の、つまりこのような状態が続いたら制度の技術的の見直しからずんば税率を上げるといふことになつておることについて、国の財政からいって、それは気持ちにはわかるけれどもなかなかできぬとお答えがずつと続いておつたようですけれども、法律がそこにある以上は、その法律の条文を妥当

なように変へるかからずんばその法律の条文に沿つたような実行をするか、どつちかでなければおかしと思つておるわけでありませぬ。そのためには、はっきり申し上げて地方自治体そのものの中にも、完全に現在行財政のあり方がベター、ベストだとはいへない、まだまだ内部努力もしなければならぬし、最小の経費で最大の効果を上げようという基本原則からすれば逸脱した団体だつて少なくないと思つておるわけでありませぬ。そういう団体みずからの努力も懸命に求めなければならぬ、これは自治省の仕事だと思ひますけれども、その反面、同時に大蔵当局としては、税率を上げるかあるいは税財源の配分をもう一回考え直すことによつて不交付団体をふやしていく、ふやすことによつて、その不交付団体の扱いになつたところの団体自体の努力と国の方の配慮と両面で財政の立て直し、再建を考えていくしかないんじゃないかな、こう思つておるわけでありませぬ。

時間がなくてまことに残念なんですけれども、もう一回申し上げまして、自治省は自治省自体として、地方団体みずからの姿勢といひますか、本当に最小の経費で最大の効果を上げるために取り組んでおるかどうか、もう一回行財政の見直しをし、内部努力をし直すということにおいてこの努力をさせなければならぬし、また、そういう監督も一生懸命やらなければならぬと思ひます。そればかりじゃなくて、大蔵当局としても、現状のままではまさに地方交付税法なんというものは、あつてなき形骸化されたものだと言われてもやむを得ないと思つておるわけでも、それを救うためには、やはり大蔵当局の勇気ある良識ある決断、それによつて、いまずぐ大幅にどうということはないけれども、交付税率を上げて何とか一時の救済策をとるとか、あるいは技術的に税財源の配分をもう一回再検討するとかということが必要だと思つておるわけですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 いろいろ御意見を交へての御提案でございませぬが、私は実際問題として現在、地

方税の財源の配分の再検討という問題は、いろいろな歴史的経過の中でなかなかむずかしい問題だと率直に思ひます。

そこで、不交付団体、本来ならば地方自治体それぞれがそれなりの、近いところほどよく見えるという物の考え方からして、できるだけ自主財源を持つて地方自治の本旨に当たられるのが好ましい姿だと思ひます。しかしそれにしても、余りにも富そのものが今日見ましてもアンバランスではなからうか。一人当たり県民所得を比べても大変なアンバランスがある。そういうところに、真ん中で見詰めておるものが出てはならぬというその調和が、いおば現行制度ではなからうかというふうにお思ひのであります。したがつて、作爲的に不交付団体をふやしていくという物の考え方については、私はにわかには賛成しかねるような感じがいたしております。

それからまた、地方交付税の問題でございませぬが、私も実はこういうお答えは余りしたがりないわけでございますけれども、御案内のように六条の三の二項といふことできょうも厳しい御議論をいただいておりますが、地方財政もしくは地方行政に係る制度の改正または率の変更というその前段を見ますと、「総額を増額する特例措置を講ずるとともにこれに伴う借入金金の将来の償還額の一部を一般会計において負担する旨を決定化する」ともまた、ここにいう地方行政財政制度の改正に該当するものと解される。一応それなりの法制局見解もあるわけでございますので、まさきり違法行為を行つておるといふふうには私は思つておりませぬ。しかし現実問題として、地方自治の本旨がもつと貫かれるような形の中で、国、地方を問わず、この財政再建というものに構えていかなければならぬものもろの課題があるだらうといふふうな理解をいたしております。ただ、私は役所におつた経験がないものですから専門的な言葉などに非常に欠ける点があるうと思ひますので、その点は御理解をいただきたいと思ひます。

○田島委員 時間がありませんので、二点だけ最

後に……。

先ほど大臣、作爲的に不交付団体をつくることは感心しないということですが、私も別に、不交付団体を作爲的につくるという意味のとり方ですけれども、税財源の配分を考え直して与えれば、これは作爲的でなくたってひとりで不交付団体はできてくると思うのですよ。私はそういう意味で言っておることで、その点、誤解のないようにしていただきたいと思うことと、それから、いまの法六条の三の二項の問題ですが、確かに見解というものはある、それからまた、行政実例なんというものがありますけれども、それはしよせん、やはり法そのものの条文には対抗し得ないと思うわけです。裁判でもやって判例でも出れば別ですけれども、判例でも出ない限りは、やはり法の本文、条文を尊重すべきものだという立場からすればお考えいただくべきものだと思いますが、それ以上もうお答えは求めません、これで質疑を終わります。どうもありがとうございました。

○塩谷委員長 次回は、明十五日前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十分散会